

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年9月15日提出
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社（平成28年10月1日より、アセットマネジメントOne株式会社（予定））
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 恵正（平成28年10月1日より、取締役社長 西 恵正（予定））
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号（平成28年10月1日より、東京都千代田区丸の内一丁目8番2号（予定））
【事務連絡者氏名】	上野 圭子
【電話番号】	03-3287-3110（平成28年10月1日より、03-6774-5100（予定））
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年10月1日から平成29年5月15日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。また、「円コース」という略称を使用する場合があります。

なお、上記ファンドおよび委託者が設定・運用する下記のファンドを総称して「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」という場合があります。

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネーボールファンド

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) D I A Mアセットマネジメント株式会社（平成28年10月1日より、アセットマネジメントOne株式会社となります（予定）。以下、新会社名を記載します。）（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

（注）委託者に対する照会先の情報は、平成28年10月1日現在（予定）のものです。（以下同じ）。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

（５）【申込手数料】

（イ）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（ロ）スイッチング手数料

「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」³）といえます。）が可能です。また、委託者が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。ただし、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド（以下「マネープールファンド」といいます。）のお買い付けはスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。ま

た、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「スイッチング」とは、「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成するファンド(委託者が設定・運用する特定のファンドを含みます。)を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成する他のファンド(当該特定のファンドを含みます。)の取得申し込みをすることをいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。なお、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成28年10月1日から平成29年5月15日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(1 2) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／株式に属し、主として投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株 式
	海外	債 券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
一般	年6回（隔月）	欧州	為替ヘッジ
公債	年12回（毎月）	アジア	
社債		日々	オセアニア
その他債券 クレジット属性 （ ）	その他（ ）	中南米	あり（フルヘッジ）
不動産投信		アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東（中東）	
資産複合 （ ）		エマージング	なし
資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（株式 一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（含む日本）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ） ^{（注）}	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



当ファンドはケイマン諸島籍外国投資信託以外に短期公社債マザーファンドにも投資を行います。

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドはアセットマネジメントOneとAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが共同で運用を行い、受益証券は円建てで発行されます。短期公社債マザーファンドはアセットマネジメントOneが運用を行います。

b. ファンドの特色

**主として世界のインフラ関連企業が発行する上場株式などに実質的に投資します。
銘柄選定にあたっては、企業の安定的なキャッシュフロー創出能力などに着目します。**

ケイマン諸島籍外国投資信託「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - JPYクラス」（以下「インフラファンド」という場合があります。）と国内投資信託「短期公社債マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - JPYクラス」はアセットマネジメントOneとAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが共同で運用を行い、「短期公社債マザーファンド」はアセットマネジメントOneが運用を行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、インフラファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

インフラファンドでは、原則として組み入れる株式などの発行通貨を売り予約し、円を買い予約する為替取引により、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行います。

ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、株式などの発行通貨の短期金利よりも円の短期金利が低い場合は短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。一方、円の短期金利が高い場合は当該短期金利差相当分のプレミアムとなることを見込まれます。

当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが実

質的に株式などの運用を行います。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドについて



AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドはオーストラリアにおける最大規模の運用会社であり、160年もの歴史を誇るオーストラリア最大級の金融サービス企業、AMP社の子会社です。オーストラリアの資産のみならず、世界の不動産（REITを含む）やインフラ関連企業への投資についても、世界的に著名な運用会社です。

未上場のインフラ関連企業への直接投資についても1980年代後半から実績を積み重ね、現在の未上場インフラ関連企業への投資残高は103.4億豪ドル¹（約9,087億円²）になります。

1 2015年12月末時点

2 2015年12月末時点の豪ドル円為替レート、1豪ドル=87.92円で換算

インフラファンドの運用について

世界のインフラ関連企業の株式などを投資対象とすることで、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指します。

「インフラ関連企業」とは、インフラ資産を実際に所有する、もしくは、運営するビジネスで収益の多くを獲得する企業を指します。つまり、ピュア（純粋）なインフラ企業が主要投資対象となります。

「株式など」とは、上場株式、預託証券、MLP^{*}などの株式に類似する権利、上場投資信託証券を指します。

*MLPとはマスター・リミテッド・パートナーシップ（Master Limited Partnership）の略称で、米国のエネルギーインフラへの投資促進などを目的とする共同投資事業形態のひとつです。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」構成ファンド間でのスイッチングが可能です。

「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」構成ファンドは、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とする特定のファンドをグループ化したもので、その構成ファンドには「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」の語句が付されています。また、アセットマネジメントOneが設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

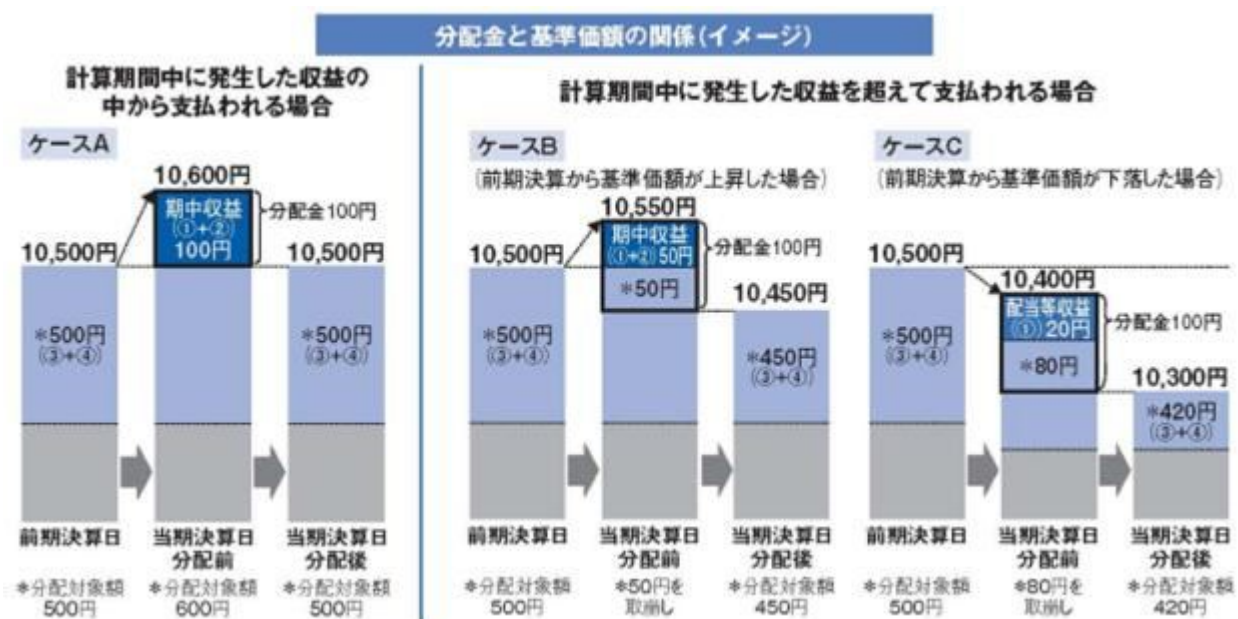
収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、 分配準備積立金、
収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円＝ 100円

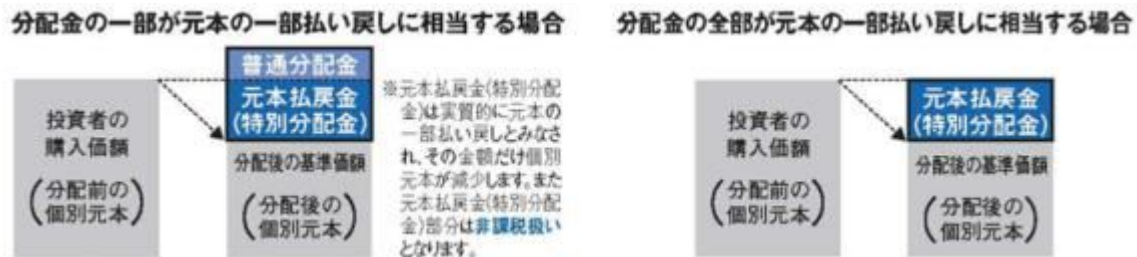
ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円＝ 50円

ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円＝ 100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

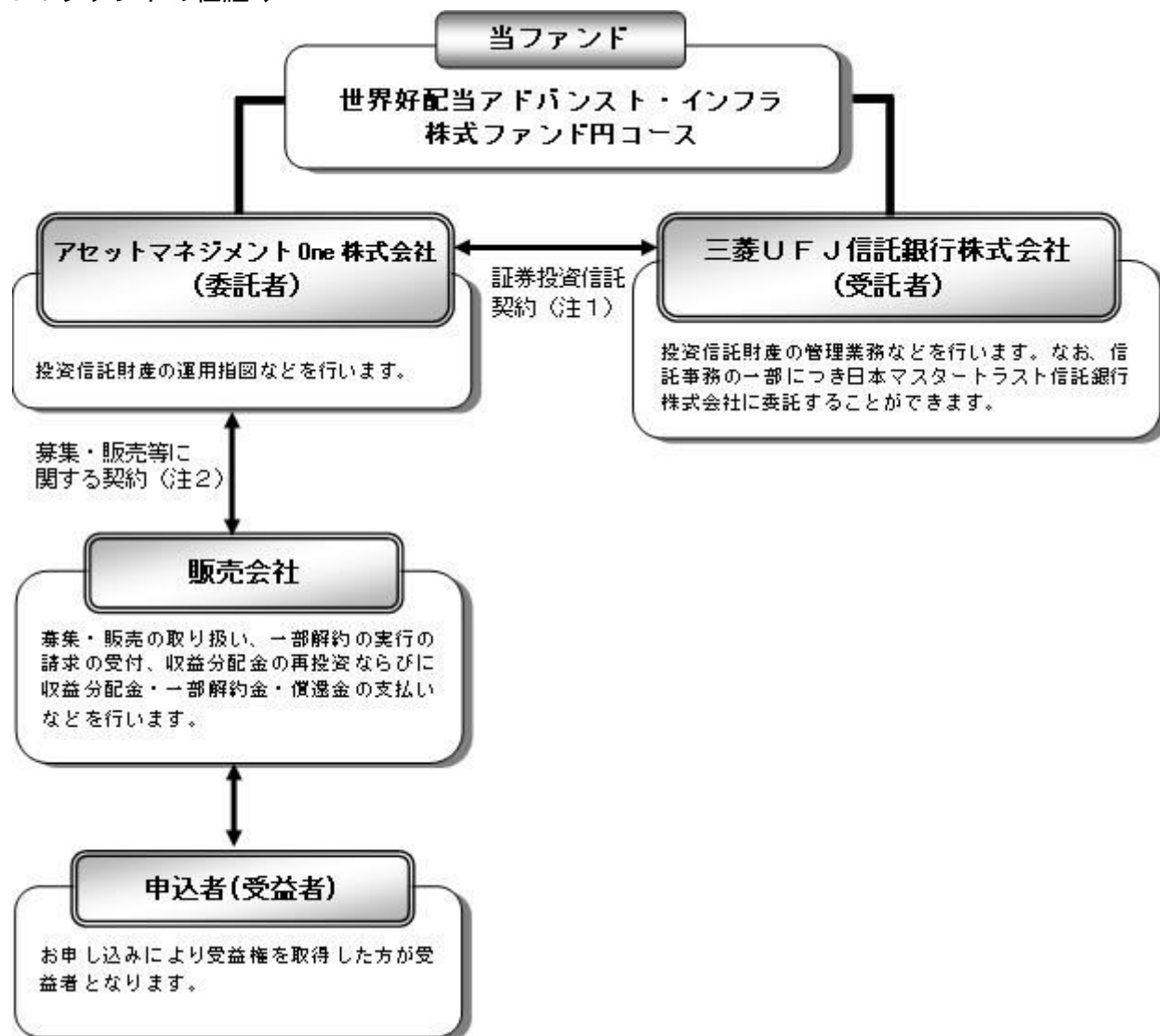
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年 2月 8日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成23年 3月10日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成27年 5月15日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出
平成28年10月 1日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



(注1) 証券投資信託契約

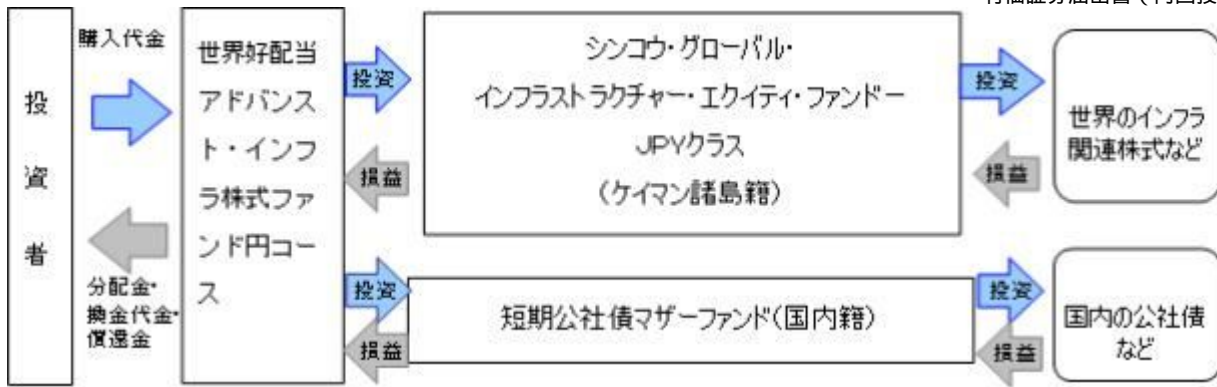
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

< ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み >

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額 20億円（平成28年10月1日現在（予定））

(ロ) 委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
平成20年1月1日	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社からD I A Mアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成28年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更（予定）

(ハ) 大株主の状況

(平成28年10月1日現在（予定）)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス 株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、配当等収益の確保と投資信託財産の

成長を目指して運用を行います。

b．運用の方法

(イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

以下の投資信託証券を通じて、主として新興国および日本を含む世界各国のインフラ関連企業が発行する上場株式（預託証券を含みます。）、株式に類似する権利およびインフラ関連の上場投資信託証券（以下総称して「株式等」といいます。）に実質的に投資を行い、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - JPYクラス（以下「インフラファンド」といいます。）円建受益証券
内国証券投資信託 （親投資信託）	短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、インフラファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げるアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社

を受託者として締結された親投資信託である短期公社債マザーファンドの受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．ケイマン諸島籍外国投資信託 シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - JPYクラス円建受益証券
- 2．証券投資信託 マザーファンド受益証券
- 3．コマーシャル・ペーパー
- 4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- 6．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとしします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

1．インフラファンドの概要

ファンド名	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - JPYクラス
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券
運用方針	ボトムアップ・アプローチおよびトップダウン・アプローチに基づき、主として世界各国に上場するインフラストラクチャー関連の株式などに投資を行います。 米ドル以外の通貨建ての有価証券に対して、原則として当該有価証券の発行通貨売り / 米ドル買いの為替取引を行い、米ドルヘッジベースで現地源泉税を含む諸費用を考慮したトータルリターンを追求します。 そのうえで、原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。 現時点において「Dow Jones Brookfield Global Infrastructure Composite Yield Index」を参考指数としております。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、有価証券の空売りは行いません。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・同一企業の発行済株式数の半数を超える株式への投資は行いません。 ・原則として、流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。
決算日	9月末
主な関係法人	投資顧問会社：アセットマネジメントOne株式会社 副投資顧問会社：AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.61%程度 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社ならびに管理事務代行会社への報酬が含まれます。ただし、これら報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。
その他の費用・手数料	監査報酬、弁護士費用、保管受託銀行への報酬および当初設定にかかる諸費用などが当該外国投資信託から支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
運用開始日	平成23年3月10日

2．短期公社債マザーファンドの概要

ファンド名	短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主としてわが国の短期公社債に投資し、利子などの安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。 ・ただし資金動向、市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年8月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成18年5月31日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

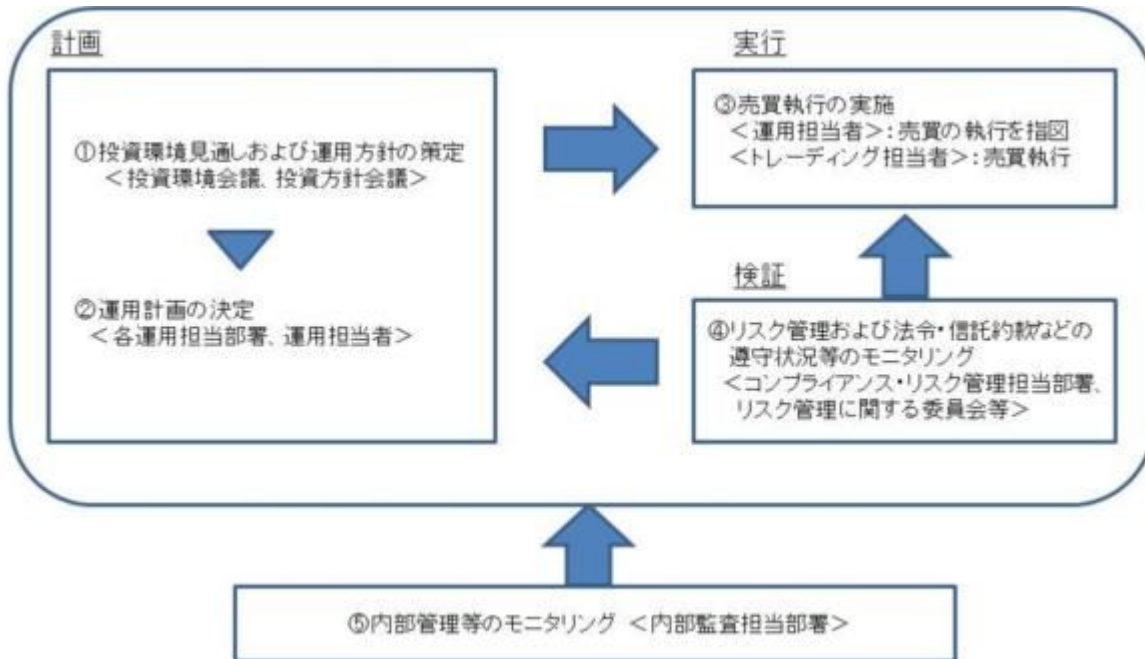
また、各概要は平成28年10月1日現在（予定）のものであり、今後変更になる場合があります。

（3）【運用体制】

委託会社（平成28年10月1日現在（予定））における当ファンドの運用体制については、以下のと

おります。

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

a．収益分配方針

収益分配は原則として、毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b．収益分配方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c．損失の繰り越し

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．分配金の取り扱い

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g．利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の

投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (二) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

h. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

i. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- (ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．特定の業種・有価証券の種類への投資リスク

当ファンドで実質的に投資する株式などの銘柄は、限定されたインフラ関連の業種が中心となります。したがって、幅広い銘柄に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株式などの中には、上場普通株に加えて、預託証券、株式に類似する権利、上場投資信託証券が含まれます。普通株に類似した性格を持つ証券ではあるものの、それぞれの市場において普通株とは異なる取引上や税制上の取り扱いを受ける場合があります、結果的に基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

d．為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、円を買い予約する為替取引により、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

e．特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

f．カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

g．信用リスク

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

i．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

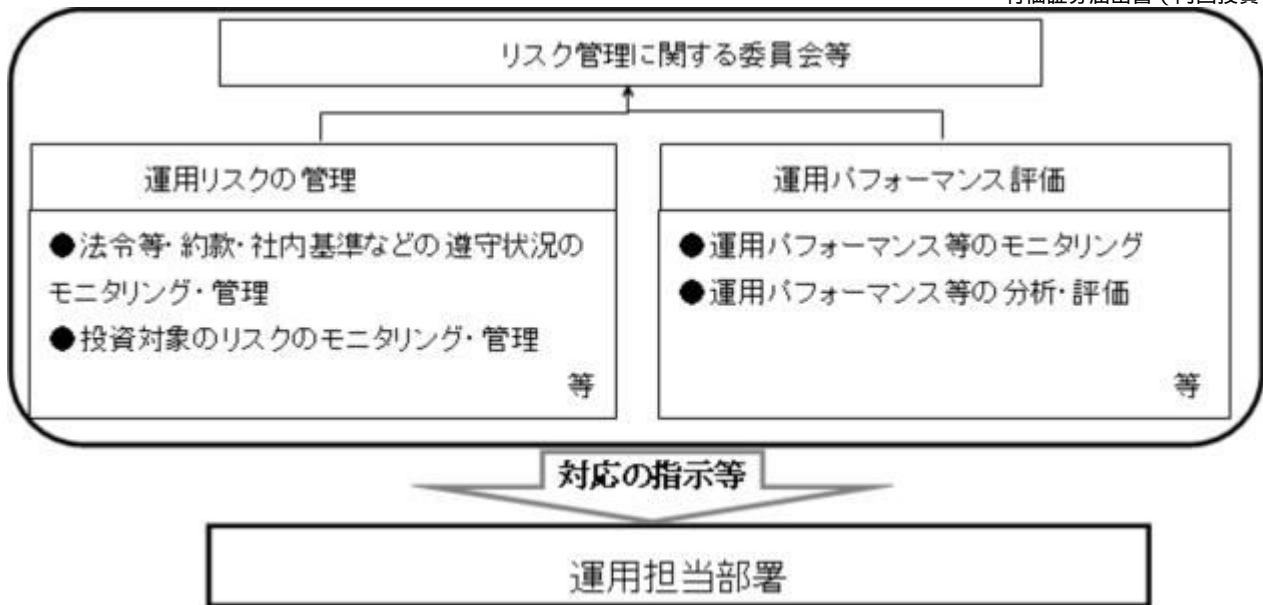
(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

- (二) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。
- 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります、上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

委託会社（平成28年10月1日現在（予定））における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

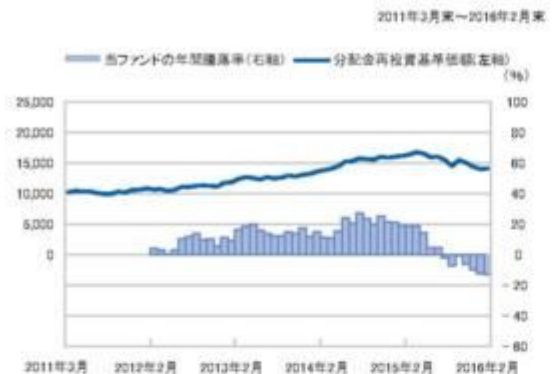


リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



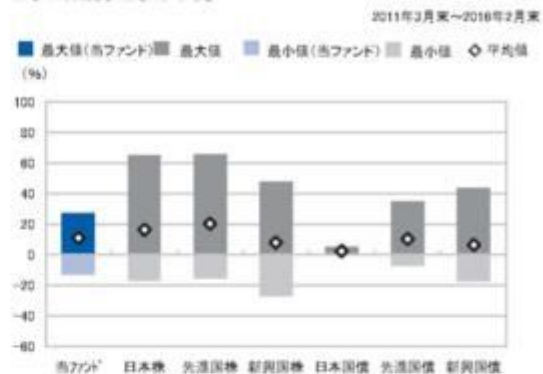
※分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして算出したものであり、実際の基準価額とは異なります。

※年間騰落率は、2012年3月から2016年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして算出したものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	27.0	65.0	65.7	47.4	5.1	34.9
最小値	△12.9	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△7.5
平均値	10.9	16.2	20.0	7.7	2.3	10.3

※2011年3月から2016年2月の5年間(当ファンドは2012年3月から2016年2月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数
日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。
本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

（イ）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（ロ）スイッチング手数料

「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」³といいます。）が可能です。また、委託者が設定・運用する特定のファンドとの間においてスイッチングができる場合があります。ただし、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド（以下「マネープールファンド」といいます。）のお買い付けはスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「スイッチング」とは、「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成するファンド（委託者が設定・運用する特定のファンドを含みます。）を換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド」を構成する他のファンド（当該特定のファンドを含みます。）の取得申し込みをすることをいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

a . 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b . 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3) 【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率1.2204%（税抜1.13%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して年率1.8304%（税抜1.74%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分 >

委託者	年率0.35%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.75%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.61%程度	インフラファンドの信託報酬です。短期公社債マザーファンドの信託報酬はありません。
実質的な負担 ^(注)	年率1.8304%（税抜1.74%）程度	-

(注) インフラファンドを100%組み入れた場合の数値です。実際の信託報酬は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。ただし、投資対象とする投資信託証券の報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

a . 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b . 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

c . 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。

d . 当ファンドが主要投資対象とするインフラファンドにおいても、有価証券等の売買手数料、監査報酬、弁護士費用、保管受託銀行への報酬および当初設定にかかる諸費用などがかかります。

e. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません。)
・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益(解約価額または償還価額から取得費(申込手数料(税込))を含みます。)を控除した額)については、譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です(申告不要)。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合>

「NISA(ニーサ)」および「ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料およ

び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成28年4月1日現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

（平成28年 2月29日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,121,610,588	95.12
親投資信託受益証券	日本	10,138,832	0.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		47,316,366	4.01
純資産総額		1,179,065,786	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) 短期公社債マザーファンド

(平成28年 2月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	100,000,000	24.84
地方債証券	日本	201,095,611	49.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		101,325,257	25.17
純資産総額		402,420,868	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	シンコウ・グローバル・インフラ ストラクチャー・エクイティ・ ファンド-JPYクラス	881,492,132	1.21	1,066,605,479	1.2724	1,121,610,588	95.12
2	日本	親投資信託 受益証券	短期公社債マザーファンド	9,941,981	1.0200	10,140,820	1.0198	10,138,832	0.85

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.12
親投資信託受益証券	0.85
合計	95.98

(参考) 短期公社債マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成28年 2月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	地方債証券	平成18年度第 3回埼玉県公募 公債	100,000,000	100.79	100,790,427	100.79	100,790,427	2.1000	2016.07.28	25.04
2	日本	地方債証券	平成23年度第 9回大阪市公募 公債(5年)	100,000,000	100.30	100,305,184	100.30	100,305,184	0.3450	2017.01.27	24.92
3	日本	国債証券	第576回国庫 短期証券	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000		2016.03.22	24.84

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

□ 種類別投資比率

(平成28年 2月29日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	24.84
地方債証券	49.97
合計	74.82

【投資不動産物件】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

該当事項はありません。

(参考) 短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

該当事項はありません。

(参考) 短期公社債マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

	純資産総額(円)	1口当たり純資産額(円)
--	----------	--------------

期別	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (平成23年 8月15日)	3,310,948,031	3,317,699,444	0.9808	0.9828
第2特定期間末 (平成24年 2月15日)	1,455,566,952	1,458,307,955	1.0621	1.0641
第3特定期間末 (平成24年 8月15日)	804,175,275	805,672,738	1.0741	1.0761
第4特定期間末 (平成25年 2月15日)	787,593,977	788,977,679	1.1384	1.1404
第5特定期間末 (平成25年 8月15日)	867,799,629	869,256,711	1.1911	1.1931
第6特定期間末 (平成26年 2月17日)	759,233,684	760,425,464	1.2741	1.2761
第7特定期間末 (平成26年 8月15日)	706,487,369	707,474,102	1.4320	1.4340
第8特定期間末 (平成27年 2月16日)	1,055,389,439	1,064,133,269	1.4484	1.4604
第9特定期間末 (平成27年 8月17日)	1,395,210,695	1,407,562,884	1.3554	1.3674
第10特定期間末 (平成28年 2月15日)	1,146,940,520	1,159,748,905	1.0746	1.0866
平成27年 2月末日	1,021,524,738		1.4421	
3月末日	1,011,361,191		1.4501	
4月末日	1,057,372,465		1.4694	
5月末日	1,083,602,336		1.4393	
6月末日	1,267,686,886		1.3767	
7月末日	1,363,204,211		1.3716	
8月末日	1,386,429,951		1.3106	
9月末日	1,323,658,342		1.2181	
10月末日	1,382,626,335		1.2861	
11月末日	1,314,045,940		1.2363	
12月末日	1,255,385,540		1.1700	
平成28年 1月末日	1,228,011,634		1.1302	
2月末日	1,179,065,786		1.1228	

【分配の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	0.0080
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	0.0120
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	0.0120
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	0.0120
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	0.0120
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	0.0120
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	0.0120
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	0.0620
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	0.0720
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	0.0720

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

【収益率の推移】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	1.1
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	9.5
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	2.3
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	7.1
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	5.7
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	8.0
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	13.3
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	5.5
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	1.4
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	15.4

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成23年 3月10日～平成23年 8月15日	3,561,926,501	186,219,825
第2特定期間	平成23年 8月16日～平成24年 2月15日	509,577,479	2,514,782,392
第3特定期間	平成24年 2月16日～平成24年 8月15日	447,447,232	1,069,217,358
第4特定期間	平成24年 8月16日～平成25年 2月15日	235,049,608	291,929,784
第5特定期間	平成25年 2月16日～平成25年 8月15日	140,162,201	103,472,384
第6特定期間	平成25年 8月16日～平成26年 2月17日	32,597,218	165,248,090
第7特定期間	平成26年 2月18日～平成26年 8月15日	132,613,746	235,137,281
第8特定期間	平成26年 8月16日～平成27年 2月16日	282,039,740	46,754,105
第9特定期間	平成27年 2月17日～平成27年 8月17日	418,506,410	117,809,779
第10特定期間	平成27年 8月18日～平成28年 2月15日	256,304,777	218,288,490

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド円コース

2016年2月29日現在

<基準価額・純資産の推移> (2011年3月10日～2016年2月29日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の金額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2016年2月	120円
2016年1月	120円
2015年12月	120円
2015年11月	120円
2015年10月	120円
直近1年累計	1,440円
設定来累計	2,860円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドーJPYクラス	95.12%
短期公社債マザーファンド	0.85%
合計	95.98%

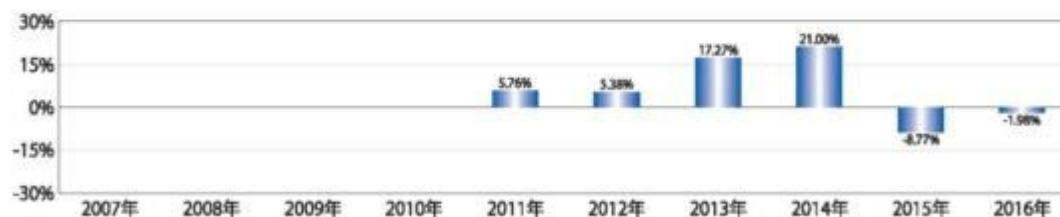
シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの株式等組入上位5銘柄 (2016年2月26日現在)

銘柄名	国・地域	業種	比率
National Grid PLC	イギリス	送配電設備	6.4%
Kinder Morgan Inc/DE	アメリカ	石油・ガス貯蔵・配送	5.6%
RAI Way SpA	イタリア	通信	5.5%
Enbridge Inc	カナダ	石油・ガス貯蔵・配送	5.3%
Eversource Energy	アメリカ	送配電設備	5.0%

※AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドなどからの情報を基に作成しています。
 ※比率は、シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの純資産総額に対する割合です。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2011年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2016年については、年初から2月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

9

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングによりファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。なお、販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

(ハ) 取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金(解約)手続等】

一部解約(解約請求によるご解約)

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行う

ものとしします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ（<http://www.am-one.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとしします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日

(ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日としします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額としします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）

を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.am-one.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成33年2月15日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、

あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしています。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記(イ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は

書面決議について賛成するものとみなします。

- (ハ) 上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e . 運用報告書

委託者は、毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f . 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/> (平成28年10月1日現在(予定))

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h . 信託事務処理の再信託

- (イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ) 上記(イ)における日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i . 信託業務の委託等

- (イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定

める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算し

て5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期特定期間（平成27年8月18日から平成28年2月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界好配当アドバンス・インフラ株式ファンド円コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	78,996,466	46,313,040
投資信託受益証券	1,319,935,715	1,112,872,036
親投資信託受益証券	10,140,820	10,140,820
未収利息	111	57
流動資産合計	1,409,073,112	1,169,325,953
資産合計	1,409,073,112	1,169,325,953
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,352,189	12,808,385
未払解約金	-	8,331,358
未払受託者報酬	39,779	32,786
未払委託者報酬	1,458,525	1,202,203
その他未払費用	11,924	10,701
流動負債合計	13,862,417	22,385,433
負債合計	13,862,417	22,385,433
純資産の部		
元本等		
元本	1,029,349,137	1,067,365,424
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	365,861,558	79,575,096
(分配準備積立金)	137,557,327	101,019,626
元本等合計	1,395,210,695	1,146,940,520
純資産合計	1,395,210,695	1,146,940,520
負債純資産合計	1,409,073,112	1,169,325,953

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期特定期間		第10期特定期間	
	自	平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自	平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
営業収益				
受取配当金		15,174,313		19,706,316
受取利息		14,496		13,850
有価証券売買等損益		29,154,113		232,063,679
営業収益合計		13,965,304		212,343,513
営業費用				
受託者報酬		181,933		210,430
委託者報酬		6,670,629		7,715,662
その他費用		54,520		66,180
営業費用合計		6,907,082		7,992,272
営業利益		20,872,386		220,335,785
経常利益		20,872,386		220,335,785
当期純利益		20,872,386		220,335,785
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		24,520		1,982,407
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		326,736,933		365,861,558
剰余金増加額又は欠損金減少額		169,487,178		60,071,799
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		169,487,178		60,071,799
剰余金減少額又は欠損金増加額		50,578,536		51,128,702
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		50,578,536		51,128,702
分配金		58,936,151		76,876,181
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		365,861,558		79,575,096

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

区分	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成27年 8月18日から平成28年 2月15日までとなっております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 1,029,349,137口	1. 特定期間末日における受益権の総数 1,067,365,424口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3554円 (1万口当たり純資産額) (13,554円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0746円 (1万口当たり純資産額) (10,746円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

区分	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日

分配金の計算過程	<p>第47期（自 平成27年 2月17日 至 平成27年 3月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,196,109円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（171,229,417円）及び分配準備積立金（137,151,354円）より分配対象収益は309,576,880円（1万口当たり4,417.04円）であり、うち8,410,420円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第53期（自 平成27年 8月18日 至 平成27年 9月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,006,598円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（320,968,449円）及び分配準備積立金（132,395,433円）より分配対象収益は455,370,480円（1万口当たり4,215.41円）であり、うち12,963,008円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>
	<p>第48期（自 平成27年 3月17日 至 平成27年 4月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,173,008円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（27,376,620円）、信託約款に定める収益調整金（179,152,889円）及び分配準備積立金（132,859,221円）より分配対象収益は341,561,738円（1万口当たり4,799.78円）であり、うち8,539,394円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第54期（自 平成27年 9月16日 至 平成27年10月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,281,950円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（315,561,516円）及び分配準備積立金（123,804,695円）より分配対象収益は442,648,161円（1万口当たり4,127.15円）であり、うち12,870,298円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>
	<p>第49期（自 平成27年 4月16日 至 平成27年 5月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,242,316円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（176,657,148円）及び分配準備積立金（155,320,921円）より分配対象収益は333,220,385円（1万口当たり4,611.13円）であり、うち8,671,708円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第55期（自 平成27年10月16日 至 平成27年11月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,767,825円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（309,749,564円）及び分配準備積立金（117,024,906円）より分配対象収益は428,542,295円（1万口当たり4,025.29円）であり、うち12,775,496円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>
	<p>第50期（自 平成27年 5月16日 至 平成27年 6月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,325,178円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（206,943,580円）及び分配準備積立金（148,989,656円）より分配対象収益は357,258,414円（1万口当たり4,509.09円）であり、うち9,507,682円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第56期（自 平成27年11月17日 至 平成27年12月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,956,485円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（299,213,544円）及び分配準備積立金（110,014,896円）より分配対象収益は411,184,925円（1万口当たり3,925.13円）であり、うち12,570,810円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>
	<p>第51期（自 平成27年 6月16日 至 平成27年 7月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,739,895円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（274,030,124円）及び分配準備積立金（145,028,098円）より分配対象収益は421,798,117円（1万口当たり4,418.74円）であり、うち11,454,758円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>第57期（自 平成27年12月16日 至 平成28年 1月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,932,207円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（302,632,889円）及び分配準備積立金（106,128,861円）より分配対象収益は410,693,957円（1万口当たり3,823.91円）であり、うち12,888,184円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>

第52期（自 平成27年 7月16日 至 平成27年 8月17日）	第58期（自 平成28年 1月16日 至 平成28年 2月15日）
<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,633,640円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（301,485,643円）及び分配準備積立金（141,070,432円）より分配対象収益は444,189,715円（1万口当たり4,315.24円）であり、うち12,352,189円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,941,155円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（293,139,732円）及び分配準備積立金（102,280,567円）より分配対象収益は397,361,454円（1万口当たり3,722.82円）であり、うち12,808,385円（1万口当たり120円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3.金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

	第9期特定期間 自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	第10期特定期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
期首元本額	728,652,506円	1,029,349,137円
期中追加設定元本額	418,506,410円	256,304,777円
期中一部解約元本額	117,809,779円	218,288,490円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期特定期間末 平成27年 8月17日現在	第10期特定期間末 平成28年 2月15日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	15,873,263	21,887,460
親投資信託受益証券	0	0
合計	15,873,263	21,887,460

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - J P Yクラス	915,793,315	1,112,872,036	
投資信託受益証券 小計		915,793,315	1,112,872,036	
親投資信託受益証券	短期公社債マザーファンド	9,941,981	10,140,820	
親投資信託受益証券 小計		9,941,981	10,140,820	
合計		925,735,296	1,123,012,856	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - J P Yクラス」受益証券及び「短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - J P Yクラス」の受益証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「短期公社債マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド - J P Yクラス」は、「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」の個別クラスとなっております。

「シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの平成27年9月30日現在の財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの「投資明細表」、「財政状態計算書」、「包括利益計算書」、「償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び「財務書類に対する注記」は、同ファンドの受託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドから入手した財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド
(ケイマン諸島のユニット・トラスト)

(1) 投資明細表

2015年9月30日現在

(日本円表示)

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	普通株式(92.8%)		
	オーストラリア(11.5%)		
	商業サービス(2.0%)		
316,134	Transurban Group (a)	2.0	264,289,080
	電力(5.5%)		
3,005,151	DUET Group (a)	4.1	545,935,931
1,194,167	Spark Infrastructure Group (a)	1.4	187,814,146
			733,750,077
	エンジニアリング・建設(0.6%)		
150,522	Sydney Airport (a)	0.6	75,451,498
	パイプライン(3.4%)		
633,384	APA Group (a)	3.4	455,464,813
	オーストラリア合計		1,528,955,468
	ブラジル(1.0%)		
	電力(1.0%)		
241,300	Transmissora Alianca de Energia Eletrica SA	1.0	138,401,922
	ブラジル合計		138,401,922
	カナダ(14.4%)		
	パイプライン(14.4%)		
143,118	Enbridge Income Fund Holdings, Inc.	3.0	400,418,659
116,458	Enbridge, Inc.	3.9	515,479,360
83,879	Keyera Corp.	2.1	275,365,091
87,110	Pembina Pipeline Corp.	1.9	249,865,683
33,213	TransCanada Corp.	0.9	125,204,187
397,622	Veresen, Inc.	2.7	362,300,449
			1,928,633,429
	カナダ合計		1,928,633,429
株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	フランス(3.0%)		
	電気通信(3.0%)		
107,925	Eutelsat Communications SA	3.0	395,333,838
	フランス合計		395,333,838
	イタリア(10.6%)		
	商業サービス(2.9%)		
47,114	Atlantia SpA	1.2	157,401,042

167,361	Societa Iniziative Autostradali e Servizi SpA	1.7	224,635,993
			382,037,035
	エンターテインメント（4.2%）		
979,795	RAI Way SpA	4.2	560,360,311
	電気通信（3.5%）		
11,732	Ei Towers SpA	0.6	86,263,309
650,760	Infrastrutture Wireless Italiane SpA	2.9	381,053,829
			467,317,138
	イタリア合計		1,409,714,484
	スペイン（2.7%）		
	ガス（2.7%）		
106,772	Enagas SA	2.7	365,702,452
	スペイン合計		365,702,452
	英国（11.9%）		
	ガス（7.1%）		
564,676	National Grid Plc.	7.0	941,322,486
	水（4.8%）		
315,134	Pennon Group Plc.	3.3	444,208,775
49,951	Severn Trent Plc.	1.5	197,909,970
			642,118,745
	英国合計		1,583,441,231

株数	有価証券の銘柄	純資産比率（%）	公正価値（円）
	米国（37.7%）		
	電力（12.6%）		
41,700	Dominion Resources, Inc.	2.6	351,491,826
44,700	Edison International	2.5	337,644,956
98,700	Eversource Energy	4.5	598,369,165
35,700	ITC Holdings Corp.	1.1	142,548,852
55,700	Westar Energy, Inc.	1.9	256,429,796
			1,686,484,595
	ガス（4.9%）		
77,186	NiSource, Inc.	1.3	171,479,560
41,500	Sempra Energy	3.6	480,722,331
			652,201,891
	石油・ガスサービス（2.4%）		
50,900	Targa Resources Corp.	2.4	314,067,899
	パイプライン（11.7%）		
57,864	Enbridge Energy Management, LLC	1.2	164,797,346
166,711	Kinder Morgan, Inc.	4.1	552,662,827
49,700	SemGroup Corp. Class A	1.9	257,378,334
134,700	Williams Cos, Inc.	4.5	594,476,922
			1,569,315,429
	不動産投資信託（6.1%）		

27,200	American Tower Corp.	2.1	286,604,347
56,200	Crown Castle International Corp.	4.0	530,857,636
			817,461,983
	米国合計		5,039,531,797
	普通株式合計(取得原価 13,267,648,085円)		12,389,714,621

(a) ステープル証券 - ステープル証券は、1つの売却可能な構成単位を形成するために契約上1つまたは複数のその他の有価証券と結び付けられた金融商品の一種です。

2015年9月30日現在のファンドレベルの未決済の先渡為替予約(純資産の0.9%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Westpac							
AUD	Banking Corp.	962,000	10/19/2015	USD	684,752	576,388	(1,759,576)	(1,183,188)
	Westpac							
EUR	Banking Corp.	1,138,000	10/19/2015	USD	1,288,819	-	(2,192,078)	(2,192,078)
	Westpac							
GBP	Banking Corp.	366,000	10/19/2015	USD	564,617	16,559	(1,250,795)	(1,234,236)
	HSBC Bank							
USD	Plc.	13,613,494	10/19/2015	AUD	19,230,000	26,295,884	(11,555,949)	14,739,935
	HSBC Bank							
USD	Plc.	1,099,719	10/19/2015	BRL	4,312,000	3,742,670	(933,508)	2,809,162
	HSBC Bank							
USD	Plc.	17,764,956	10/19/2015	CAD	23,524,000	41,632,614	(15,079,960)	26,552,654
	HSBC Bank							
USD	Plc.	19,752,571	10/19/2015	EUR	17,401,000	55,724,382	(16,767,167)	38,957,215
	HSBC Bank							
USD	Plc.	13,539,511	10/19/2015	GBP	8,769,000	42,481,790	(11,493,149)	30,988,641
						170,470,287	(61,032,182)	109,438,105

2015年9月30日現在のAUD建ヘッジの未決済の先渡為替予約(純資産の-0.2%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown							
	Brothers							
	Harriman &							
AUD	Co.	93,300,000	10/21/2015	USD	65,738,247	63,687,169	(97,602,603)	(33,915,434)
	Brown							
	Brothers							
	Harriman &							
USD	Co.	1,745,691	10/21/2015	AUD	2,420,000	7,786,857	(2,048,040)	5,738,817
	Brown							
	Brothers							
	Harriman &							
USD	Co.	2,300,461	10/21/2015	AUD	3,280,000	368,267	(444,443)	(76,176)
						71,842,293	(100,095,086)	(28,252,793)

2015年9月30日現在のBRL建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の-0.6%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	HSBC Bank							
BRL	Plc.	124,240,000	10/21/2015	USD	31,617,777	94,317,446	(169,320,337)	(75,002,891)
	HSBC Bank							
USD	Plc.	715,800	10/21/2015	BRL	2,820,000	1,639,406	(159,765)	1,479,641
	HSBC Bank							
USD	Plc.	1,399,879	10/21/2015	BRL	5,610,000	103,758	(46,472)	57,286
						96,060,610	(169,526,574)	(73,465,964)

2015年9月30日現在のJPY建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の0.1%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価 益/(損)純 額 (円)
	Brown Brothers Harriman &							
JPY	Co.	2,204,000,000	10/21/2015	USD	18,253,193	18,512,374	-	18,512,374
	Brown Brothers Harriman &							
USD	Co.	637,565	10/21/2015	JPY	77,000,000	-	(663,194)	(663,194)
						18,512,374	(663,194)	17,849,180

2015年9月30日現在のZAR建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の0.0%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価 益/(損)純 額 (円)
	Brown Brothers							
USD	Harriman & Co.	38,190	10/21/2015	ZAR	530,000	5,551	(7,378)	(1,827)
	Brown Brothers							
ZAR	Harriman & Co.	14,500,000	10/21/2015	USD	1,048,931	2,344,883	(2,787,454)	(442,571)
						2,350,434	(2,794,832)	(444,398)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債
合計純資産比率
(%)

公正価値(円)

普通株式合計	92.8	12,389,714,621
先渡為替予約に係る未実現評価益合計	2.7	359,235,998
先渡為替予約に係る未実現評価損合計	(2.5)	(334,111,868)
現金およびその他の資産（負債控除後）	7.0	941,206,519
純資産	100.0	13,356,045,270

通貨の略称：

AUD - オーストラリア・ドル
 BRL - ブラジル・レアル
 CAD - カナダ・ドル
 EUR - ユーロ
 GBP - 英ポンド
 JPY - 日本円
 USD - 米ドル
 ZAR - 南アフリカ・ランド

2014年9月30日現在
 （日本円表示）

株数	有価証券の銘柄	純資産比率（％）	公正価値（円）
	普通株式（96.4％）		
	オーストラリア（9.3％）		
	商業サービス（1.3％）		
297,908	Transurban Group (a)	1.3	220,759,365
	電力（5.2％）		
2,565,670	DUET Group (a)	3.5	598,448,441
1,597,695	Spark Infrastructure Group (a)	1.7	282,183,340
			880,631,781
	エンジニアリング・建設（0.8％）		
321,710	Sydney Airport (a)	0.8	131,859,707
	パイプライン（2.0％）		
466,025	APA Group (a)	2.0	332,814,180
	オーストラリア合計		1,566,065,033
	カナダ（9.6％）		
	パイプライン（9.6％）		
27,348	Enbridge, Inc.	0.9	143,910,086
143,142	TransCanada Corp.	4.8	810,423,799
395,632	Veresen, Inc.	3.9	654,848,644
			1,609,182,529
	カナダ合計		1,609,182,529
	フランス（3.3％）		
	電気通信（3.3％）		
158,773	Eutelsat Communications SA	3.3	562,468,967
	フランス合計		562,468,967
	イタリア（5.2％）		
	商業サービス（2.5％）		
91,122	Atlantia SpA	1.5	246,857,384
138,452	Societa Iniziative Autostradali e Servizi SpA	1.0	163,269,443
			410,126,827
	ガス（1.7％）		
474,957	Snam Rete Gas SpA	1.7	288,273,367
	電気通信（1.0％）		
29,019	Ei Towers SpA	1.0	168,931,735

イタリア合計 867,331,929

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	ルクセンブルグ(3.4%)		
	クローズド・エンド型ファンド(1.4%)		
	Bilfinger Berger Global Infrastructure SICAV		
1,061,337	SA	1.4	227,431,365
	電気通信(2.0%)		
90,264	SES SA	2.0	342,408,724
	ルクセンブルグ合計		569,840,089
	スペイン(6.0%)		
	電力(2.6%)		
47,025	Red Electrica Corp. SA	2.6	446,761,491
	エンジニアリング・建設(1.8%)		
140,948	Ferrovial SA	1.8	299,905,794
	ガス(1.6%)		
74,713	Enagas SA	1.6	264,315,790
	スペイン合計		1,010,983,075
	英国(12.7%)		
	クローズド・エンド型ファンド(2.3%)		
1,801,927	John Laing Infrastructure Fund, Ltd.	2.3	385,169,301
	ガス(6.2%)		
660,872	National Grid Plc.	6.2	1,043,615,026
	水(4.2%)		
360,983	Penon Group Plc.	3.0	507,777,250
61,448	Severn Trent Plc.	1.2	205,107,731
			712,884,981
	英国合計		2,141,669,308
	米国(46.9%)		
	電力(4.8%)		
26,700	CMS Energy Corp.	0.5	86,869,882
40,000	Edison International	1.4	245,365,771
99,100	Northeast Utilities	2.9	481,575,301
			813,810,954

株数	有価証券の銘柄	純資産比率(%)	公正価値(円)
	米国(続き)		
	ガス(3.7%)		
94,186	NiSource, Inc.	2.5	423,394,422
16,600	Sempra Energy	1.2	191,890,337
			615,284,759
	パイプライン(38.4%)		
15,341	Access Midstream Partners LP	0.6	107,095,363
72,000	Atlas Pipeline Partners LP	1.7	287,962,533
53,717	Enbridge Energy Management, LLC	1.3	219,259,412

129,900	Enbridge Energy Partners LP	3.3	553,588,422
102,700	Energy Transfer Equity LP	4.1	694,979,570
46,000	Energy Transfer Partners LP	1.9	322,891,614
161,400	Enterprise Products Partners LP	4.2	713,502,339
47,013	Kinder Morgan Management, LLC	2.9	485,540,112
63,382	MarkWest Energy Partners LP	3.2	534,105,520
64,200	ONEOK Partners LP	2.4	394,093,760
75,400	Plains GP Holdings LP Class A	1.5	253,506,237
78,643	Rose Rock Midstream LP	3.0	510,271,891
23,400	Targa Resources Partners LP	1.1	185,712,535
198,400	Williams Cos, Inc.	7.2	1,204,609,038
			6,467,118,346
	米国合計		7,896,214,059
	普通株式合計(取得原価 11,291,571,196円)		16,223,754,989

(a) ステープル証券 - ステープル証券は、1つの売却可能な構成単位を形成するために契約上1つまたは複数のその他の有価証券と結び付けられた金融商品の一種です。

2014年9月30日現在のファンドレベルの未決済の先渡為替予約(純資産の0.9%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	4,241,292	10/03/2014	USD	38,780	-	(12,728)	(12,728)
	Brown Brothers Harriman & Co.	190,548	10/03/2014	USD	1,742	-	(572)	(572)
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,296,826	10/01/2014	JPY	141,000,000	1,258,227	-	1,258,227
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,464,853	10/02/2014	JPY	160,000,000	690,291	-	690,291
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,828,672	10/03/2014	JPY	200,000,000	600,235	-	600,235
	Brown Brothers Harriman & Co.	80	10/03/2014	JPY	8,800	26	-	26

	Brown Brothers Harriman & Co.	27,609	10/07/2014	JPY	3,028,906	-	(270)	(270)
	Brown Brothers Harriman & Co.	91,880	10/07/2014	JPY	10,079,921	-	(897)	(897)
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,319	10/07/2014	JPY	144,727	-	(13)	(13)
	Brown Brothers Harriman & Co.	12,749	10/07/2014	JPY	1,398,668	-	(125)	(125)
	Brown Brothers Harriman & Co.	21,699	10/07/2014	JPY	2,380,513	-	(212)	(212)
	Brown Brothers Harriman & Co.	93,324	10/07/2014	JPY	10,238,284	-	(911)	(911)
	Brown Brothers Harriman & Co.	1,631,619	10/07/2014	JPY	179,000,000	-	(15,931)	(15,931)
	HSBC Bank Plc.	23,933,636	10/17/2014	EUR	18,482,000	82,815,300	(18,902,388)	63,912,912
	HSBC Bank Plc.	20,655,438	10/17/2014	GBP	12,806,000	71,472,061	(82,498,396)	(11,026,335)
	HSBC Bank Plc.	12,803,900	10/17/2014	CAD	14,051,000	44,304,127	(18,400,782)	25,903,345
	HSBC Bank Plc.	12,811,435	10/17/2014	AUD	13,947,000	68,280,865	-	68,280,865
						269,421,132	(119,833,225)	149,587,907

2014年9月30日現在のAUD建ヘッジの未決済の先渡為替予約(純資産の-1.2%)

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,630,000	10/23/2014	USD	2,290,783	814,507	(87,928)	726,579
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,860,000	10/23/2014	USD	2,506,075	-	(850,349)	(850,349)

	Brown Brothers Harriman & Co.	2,110,000	10/23/2014	USD	1,843,929	904,633	(988,174)	(83,541)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	1,780,000	10/23/2014	USD	1,588,472	-	(3,682,013)	(3,682,013)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	51,250,000	10/23/2014	USD	46,565,238	-	(197,012,958)	(197,012,958)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	1,880,000	10/23/2014	USD	1,664,890	-	(2,482,682)	(2,482,682)
						1,719,140	(205,104,104)	(203,384,964)

2014年9月30日現在のBRL建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の-3.2%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価 益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	HSBC Bank Plc.	182,620,000	10/23/2014	USD	78,953,296	-	(537,199,546)	(537,199,546)

2014年9月30日現在のJPY建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の-0.4%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価 益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	2,470,000,000	10/23/2014	USD	23,134,922	-	(67,280,378)	(67,280,378)

2014年9月30日現在のZAR建ヘッジの未決済の先渡為替予約（純資産の-0.1%）

買	相手方	契約金額	決済日	売	契約金額	未実現評価 益 (円)	未実現評価 (損) (円)	未実現評価益/ (損)純額 (円)
	Brown Brothers Harriman & Co.	34,480,000	10/23/2014	USD	3,124,646	-	(9,308,167)	(9,038,167)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純資産比率

合計	(%)	公正価値(円)
普通株式合計	96.4	16,223,754,989
先渡為替予約に係る未実現評価益合計	1.6	271,140,272
先渡為替予約に係る未実現評価損合計	(5.6)	(938,725,420)
現金およびその他の資産（負債控除後）	7.6	1,266,425,863
純資産	100.0	16,822,595,704

通貨の略称：

AUD - オーストラリア・ドル
 BRL - ブラジル・レアル
 CAD - カナダ・ドル
 EUR - ユーロ
 GBP - 英ポンド
 JPY - 日本円
 USD - 米ドル
 ZAR - 南アフリカ・ランド

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(2) 財政状態計算書

2015年9月30日現在

(日本円表示)

	2015年9月30日 (円)	2014年9月30日 (円)
資産		
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記2および3）	12,748,950,619	16,494,895,261
現金および現金同等物（注記2.3）	990,817,928	1,128,613,008
以下に関する未収入金：		
有価証券の売却（注記2.6）	226,900	73,479,840
配当金（注記2.10）	25,936,684	33,516,788
受益証券の発行	58,597,080	707,271,019
その他の資産	62,849	103,393
資産合計	13,824,592,060	18,437,879,309
負債		
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（注記2および3）	334,111,868	938,725,420
以下に関する未払金：		
有価証券の購入（注記2.6）	-	616,758,208
受益証券の償還	62,605,259	4,423,040
投資顧問会社報酬（注記7.5）	46,749,783	42,875,542
管理事務代行会社報酬（注記7.2）	8,057,578	2,448,883
保管受託銀行報酬（注記7.3）	7,644,450	4,526,187
専門家報酬	5,573,298	4,430,345
名義書換代理人報酬（注記7.4）	2,461,933	699,822
受託会社報酬（注記7.1）	1,342,621	396,158
負債（償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除きます。）	468,546,790	1,615,283,605
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	13,356,045,270	16,822,595,704

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(3) 包括利益計算書

2015年9月30日終了年度

(日本円表示)

	2015年9月30日 (円)	2014年9月30日 (円)
収益		
受取配当金およびその他の収益(注記2.10)	679,320,071	740,356,421
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債 ならびに外貨建取引に係る実現利益純額(注記2.4および 2.7)	1,569,512,211	5,395,809,660
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債 ならびに外貨換算に係る未実現評価損の純変動額(注記2.4お よび2.7)	(5,136,068,908)	(321,339,542)
(損失)/収益合計	(2,887,236,626)	5,814,826,539
費用		
投資顧問会社報酬(注記7.5)	96,876,292	95,108,118
取引手数料(注記2.11)	39,309,075	30,907,997
管理事務代行会社報酬(注記7.2)	10,116,152	10,461,627
保管受託銀行報酬(注記7.3)	9,375,530	18,530,883
専門家報酬	6,243,427	3,969,172
名義書換代理人報酬(注記7.4)	2,965,368	3,045,380
受託会社報酬(注記7.1)	1,697,706	1,723,805
登録費用	281,389	144,455
その他の費用	14,311	-
費用合計	166,879,250	163,891,437
営業(損失)/利益	(3,054,115,876)	5,650,935,102
金融費用		
償還可能受益証券の保有者に対する分配金(注記2.8)	(1,675,494,289)	(1,847,165,368)
分配金控除後税引前(損失)/利益	(4,729,610,165)	3,803,769,734
税金(注記2.13)	(147,664,380)	(155,851,184)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による (減少)/増加額	(4,877,274,545)	3,647,918,550

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(4) 償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2015年9月30日終了年度

(日本円表示)

	金額(円)
2013年9月30日現在の償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	22,646,109,353
償還可能受益証券の発行による収入	6,246,436,863
償還可能受益証券の償還	(15,717,869,062)

償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による増加額	3,647,918,550
2014年9月30日現在の償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	16,822,595,704
償還可能受益証券の発行による収入	9,034,462,849
償還可能受益証券の償還	(7,623,738,738)
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による減少額	(4,877,274,545)
2015年9月30日現在の償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産	13,356,045,270

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

2015年9月30日終了年度

(日本円表示)

	2015年9月30日 (円)	2014年9月30日 (円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の営業による(減少)/増加額	(4,877,274,545)	3,647,918,550
調整：		
受取配当金およびその他の収益	(679,320,071)	(740,356,421)
税金	147,664,380	155,851,184
償還可能受益証券の保有者に対する分配金	1,675,494,289	1,847,165,368
	(3,733,435,947)	4,910,578,681
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の純減少額	3,141,331,090	5,688,420,771
その他の資産の減少/(増加)額	40,544	(72,978)
有価証券売却未収入金の減少/(増加)額	73,252,940	(73,479,840)
有価証券購入未払金の(減少)/増加額	(616,758,208)	598,983,489
未払費用の増加/(減少)額	16,452,726	(26,695,466)
営業によるキャッシュ	2,614,319,092	6,187,155,976
配当金およびその他の収益の受取額(税金控除後)	539,235,795	602,759,277
営業活動による正味キャッシュ(支出)/収入	(579,881,060)	11,700,493,934
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
償還可能受益証券の発行による収入	9,683,136,788	5,624,684,547
償還可能受益証券の償還	(7,565,556,519)	(15,798,222,683)
償還可能受益証券の保有者に対する分配金	(1,675,494,289)	(1,847,165,368)
財務活動による正味キャッシュ収入/(支出)	442,085,980	(12,020,703,504)
現金および現金同等物の純減少額	(137,795,080)	(320,209,570)
現金および現金同等物の期首残高(注記2.3)	1,128,613,008	1,448,822,578
現金および現金同等物の期末残高(注記2.3)	990,817,928	1,128,613,008

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部です。

(6) 財務書類に対する注記

2015年9月30日終了年度

1. 組織

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド(以下「当ファンド」といいます。)は、ケイマン諸島の法律に基づき2011年2月28日に設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるシンコウ・グローバル・トラスト(以下「当トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。)および新光投信株式会社(以下「投資顧問会社」といいます。)が参加しています。当ファンドは、2011年3月10日に営業を開始しました。

当トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島、Butterfield House, Fort Street, P.O. Box 2330, George Town, Grand Cayman KY1 - 1106に所在します。

当トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正後)(以下「法」といいます。)に基づきミューチュアル・ファンドとして登録されていることから、同法によって規制されています。当トラストは、規制ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島の金融当局の監督対象となっています。

当ファンドは、日本円建です。現在、当ファンドにおいて4つのクラスの受益証券、すなわちAUDクラス受益証券、BRLクラス受益証券、JPYクラス受益証券およびZARクラス受益証券が発行可能です。

当ファンド(各クラスに関してではありません。)の第一の投資目的は、米ドルヘッジベースでの正味インカム・リターンだけでなく米ドルヘッジベースでの魅力ある長期正味トータル・リターン(リスク調整後)も求めることです。当ファンド(各クラスに関してではありません。)の第二の目的は、ボラティリティまたは下振れリスクを減少させることと同時に、中期的に参考指数を上回る超過リターンを得ることです。参考指数は、ダウ・ジョーンズ・ブルックフィールド・グローバル・インフラストラクチャー・コンポジット・イールド・インデックス(米ドルヘッジベースに換算)(以下「ベンチマーク」といいます。)です。しかし、投資顧問会社は、その単独裁量により当該参考指数を変更することが認められています。第三の目的は、各クラスの名称に示されているそれぞれの通貨の最大エクスポージャーを維持することです。

本財務書類は、2016年1月29日に受託会社によって公表を許可されました。

2. 重要な会計方針

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は、以下のとおりです。これらの方針は、別途記載がない限り、首尾一貫して適用されています。

本財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠し、取得原価主義に基づき作成されていますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含みます。)の再評価により修正されています。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求され、また、当ファンドの会計方針を適用する過程で経営者は判断を行うことが要求されます。本財務書類に対して仮定および見積りが重要な領域は、注記4に開示されています。

2.1 2014年10月1日から発効した新しい基準および修正 - 2012年10月、IASBは、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」およびIAS第27号「個別財務諸表」の修正を公表しました。当該修正は、すべての子会社を連結すべきであるというIFRS第10号の原則に対して例外を導入するものです。当該修正は、投資企業を定義し、投資企業である親会社が、特定の子会社を連結するのではなく、当該子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」(IFRS第9号がまだ適用されていない場合にはIAS第39号「金融商品：認識および測定」)に準拠して純損益を通じて公正価値で測定することを要求しています。これにより、IASBは、投資企業が個別財務諸表においても子会社に対する投資を純損益を通じた公正価値で測定することを要求するようにIAS第27号を修正することを決定しました。IASBは、これに対応して、投資企業の個別財務諸表の開示規定の修正も行いました。ただし、投資企業が唯一の財務諸表として個別財務諸表を作成している場合、投資企業は、子会社への関与に関してIFRS第12号で別途要求されている開示を行うことがなおも適切であるとしています。企業は、2014年1月1日以後開始する年度から当該修正の適用を要求されています。

2011年12月、IASBは、IAS第32号の修正「金融資産と金融負債の相殺」を公表しました。当該修正は、「法的に強制可能な相殺の権利を現在有している」の意味の明確化、および一部の総額決済システムが、純額決済と同等とみなされる場合の明確化を含むものです。当該修正は、2014年1月1日以後開始する事業年度から発効します。

上記の基準の適用は、当ファンドに重要な影響を及ぼしませんでした。

2.2 当ファンドの財務書類に関係があるが、将来の特定日まで発効しない新しい基準、修正および解釈指針 - IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以後開始する年度から発効し、企業がどのように金融資産および金融負債（一部の混合契約を含みます。）を分類および測定すべきかを規定しています。当該基準は、IAS第39号の規定に比べて、金融資産の分類および測定のアプローチを改善し、簡素化しています。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の規定の大半は、そのまま引き継がれました。当該基準は、金融資産の分類に首尾一貫したアプローチを適用し、IAS第39号における金融資産の多数の区分（各々の区分に固有の分類基準がありました。）に代わるものです。当ファンドは金融資産および金融負債（長期および短期の双方）を引き続き純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類すると予想されることから、当該基準は、当ファンドの財政状態および業績に重要な影響を及ぼさないと見込まれています。

当ファンドに重要な影響を及ぼすと見込まれる、未発効の基準、解釈指針、または既存の基準の修正は、他にありません。

2.3 現金および現金同等物 - 当ファンドは、現金および満期が3ヶ月以内である短期投資はすべて現金および現金同等物であるとみなしています。2015年および2014年9月30日現在、当ファンドは、現金および現金同等物として以下の残高を保有していました。

	2015年（円）	2014年（円）
外貨	990,817,928	1,128,613,008

2.4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

当ファンドは、当初、株式および関連するデリバティブに対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債に分類しています。

売買目的保有の金融資産または金融負債は、短期間の売却または買戻しを主な目的として取得または発生したもの、または、識別可能な金融投資のポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠があるものです。デリバティブもまた、売買目的保有の金融資産に分類されます。当ファンドは、いかなるデリバティブも、ヘッジ関係にあるヘッジとして分類していません。

当初、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類されていないが、運用管理されているものであり、その値動きが当ファンドの文書化された投資戦略に従って公正価値に基づいて評価されています。当ファンドの方針として、投資顧問会社は、その他の関連する財務情報と併せて公正価値ベースのこれらの金融資産についての情報を評価しています。

b) 認識 / 認識中止

投資の通常の購入および売却は、当ファンドが投資の購入または売却を確約した日である取引日に認識されます。投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に係るすべてのリスクおよび経済価値を実質的に移転した場合、金融資産は認識中止されます。

c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、当初、公正価値で認識されます。取引費用は、包括利益計算書に費用計上されます。当初認識後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値で測定されます。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」の公正価値の変動により生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示されます。

d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（市場で取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等）の公正価値は、報告日の取引時間終了時の市場相場価格に基づきます。公正価値とは、測定日時時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格です。市場相場が容易に入手できない投資またはその他の資産は、投資顧問会社が採用した手続きに従って誠実に算定された公正価値で評価されます。その結果生じた未実現利益および損失は、包括利益計算書の収益の部に反映されます。

2.5 金融商品の相殺 - 金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利が存在し、かつ、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図が存在する場合に相殺され、純額で財政状態計算書に報告されます。

2015年および2014年9月30日現在、財政状態計算書において相殺されている金融資産および金融負債はありません。

2.6 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金 - 有価証券売却未収入金および有価証券購入未払金とは、それぞれ、財政状態計算書日現在、約定済であるが、まだ決済も受渡しも行われていない売買取引を表すものです。これらの金額は、当初、公正価値で認識され、その後、公正価値で測定されます。減損に対する引当金は、当ファンドが有価証券売却未収入金を全額回収できない客観的な証拠がある場合に設定されます。ブローカーの著しい財政難、ブローカーが破産または財政再編に陥る可能性が高いこと、および支払不履行は、有価証券売却未収入金の金額が減損している兆候とみなされます。

2.7 外貨換算

a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドの投資家は日本の投資家が主であり、償還可能受益証券の募集および償還は日本円建です。当ファンドの業績は日本円で測定され、投資家に報告されます。受託会社は、日本円が、基礎となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えています。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されています。

b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。かかる取引の決済により、および外貨建貨幣性資産・負債の期末為替レートでの換算により生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識されます。純損益を通じて公正価値で測定する株式等の非貨幣性金融資産・負債の換算差額は、包括利益計算書において公正価値に係る純利益または純損失に認識されます。

2.8 受益証券保有者に対する分配金 - 受託会社は、毎月第4営業日（以下「分配日」といいます。）に月次分配を行う意向ですが、分配を義務付けられてはいません。受託会社は、投資顧問会社に、投資顧問会社が決定する金額で分配を行う権限を委譲しています。受益証券保有者に対する分配金には、報告対象期間の当ファンドの実現・未実現キャピタル・ゲインの純額に加えて、利益の全額または一部を含めることが可能です。さらに、投資顧問会社は、当ファンドの分配金の合理的水準を維持するために必要であると考えた場合には、当ファンドの自己資本から分配金を支払うことも可能です。

分配金は、通常、適切な分配基準日に登録されている受益証券の名義人に対し、該当する分配日または受託会社が決定したその他の日から4営業日以内に支払われます。

2015年9月30日終了年度に支払われた分配金は以下のとおりです。

	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金（円）	分配率（円）
AUDクラス	693,577,816	0.1200
BRLクラス	899,022,551	0.1334
JPYクラス	63,968,737	0.0414
ZARクラス	18,925,185	0.0872
	1,675,494,289	0.3820

2014年9月30日終了年度に支払われた分配金は以下のとおりです。

	純利益、キャピタル・ゲイン および自己資本からの分配金（円）	分配率（円）
AUDクラス	295,558,531	0.0965
BRLクラス	1,404,317,753	0.1329
JPYクラス	90,835,577	0.0396
ZARクラス	56,453,507	0.0877

1,847,165,368

0.3567

2.9 償還可能受益証券 - 償還可能参加型受益証券は、受益証券保有者の選択により償還可能です。

当ファンドは、プッタブル金融商品をIAS第32号(修正)「金融商品:表示」に従って負債に分類しています。当該修正は、金融負債の定義に合致するプッタブル金融商品を、一定の厳密な基準を満たす場合には資本に分類するよう求めています。それらの基準には、以下が含まれます。

- ・当該プッタブル金融商品が、純資産の比例持分に対する権利を保有者に与えること。
- ・当該プッタブル金融商品が、最劣後クラスであり、かつ、クラスの特徴が同一であること。
- ・発行者の買戻し義務を除いて、現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務がないこと。
- ・当該プッタブル金融商品の存続期間にわたって当該金融商品からの予想キャッシュ・フロー合計額が、実質的に発行者の利益または損失に基づいていること。

各受益証券クラスが同一の特徴を有していないため、これらの条件は満たされませんでした。

受益証券は、当ファンドの純資産額の比例持分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能です。償還可能受益証券は、受益証券保有者が当ファンドに対する受益証券の償還請求の権利を行使した場合に財政状態計算書日現在支払われるべき償還金額で計上されます。

償還可能受益証券は、保有者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく価格で発行および償還されます。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を、発行済償還可能受益証券の合計口数で除することにより算出されます。

2.10 受取配当金 - 受取配当金は、支払を受ける権利が確定したときに認識されます。関連する未収入金は、当初、公正価値で計上され、その後、帳簿価額で測定されます。

2.11 取引手数料 - 取引手数料とは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得または処分のために負担した費用です。取引費用は、発生時に、包括利益計算書に費用として認識されます。2015年および2014年9月30日終了年度において、当ファンドはそれぞれ39,309,075円および30,907,997円の取引手数料を支払いました。

2.12 未払費用 - 未払費用は、当初、公正価値で認識され、その後、償却原価で計上されます。

2.13 課税 - 当トラストは、2061年2月28日まで当トラストが現地における収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金をすべて免除されるという保証をケイマン諸島政府から受けています。現時点で、ケイマン諸島においてそのような税金は課せられていません。

当ファンドは、現在、投資収益およびキャピタル・ゲインに対し特定の国が課した源泉税を負担しています。それらの収益または利益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上されます。源泉税は、包括利益計算書に独立項目として示されています。

2015年および2014年9月30日終了年度において、税金残高の内訳は、以下のとおりでした。

	2015年(円)	2014年(円)
配当に係る源泉徴収税	147,664,380	155,851,184

当ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に住所を定める有価証券に投資しています。これらの外国の多くに、当ファンドを含む非居住者に対するキャピタル・ゲイン税の適用の可能性を示す税法が存在します。このようなキャピタル・ゲイン税は、申告納税に基づいた算定が要求されることから、「源泉徴収」ベースで当ファンドのブローカーが控除することはできません。

IAS第12号 - 「法人所得税」に従って、関係する税務当局があらゆる事実および状況を十分に認識していると仮定して、諸外国の税法によりそれらの外国を源泉とする当ファンドのキャピタル・ゲインについて税金負債の算定が要求される可能性が高い場合、当ファンドは、税金負債を認識する必要があります。そして、税金負債は、報告期間の末日までに制定されている、または実質的に制定されている税法および税率を使用して、関係する税務当局への納付が予想される金額(および支払遅延による利息または加算税)で測定されます。制定されている税法がオフショアの投資ファンドに適用される方法については、時として不確実性が存在します。このことは、税金負債が最終的に当ファンドによって納付されるかどうかについての不確実性を生み出します。従って、不確実な税金負債を測定する場合、経営者は、納付の見込みに影響を与える可能性があり、その時点

で入手可能な関連する事実および状況（関係する税務当局の公式または非公式の慣行を含みます。）をすべて考慮します。

2015年および2014年9月30日現在、受託会社は、当ファンドには、添付の財務書類において未認識タックス・ベネフィットに関して計上すべき負債はなかったと判断しています。これは受託会社の最善の見積りですが、外国の税務当局が、当ファンドが稼得したキャピタル・ゲインに対し税金の徴収を図る可能性は残っています。このことは、事前予告なしに、場合によっては遡及ベースで発生し、その結果、当ファンドに相当な損失が生じる可能性があります。

2.14 損失補償 - 受託会社および投資顧問会社は当ファンドのために様々な損失補償が含まれた特定の契約を締結しています。これらの取決めに基づく当ファンドの最大エクスポージャーは不明です。しかし、当ファンドには、これまでにこれらの契約に拠る損失の賠償請求はなく、損失のリスクはほとんどないと予想されます。

3. 金融リスク

3.1 金融リスクの要因 - 当ファンドは、その活動により、様々な金融リスク、すなわち市場リスク（為替リスク、公正価値金利リスク、キャッシュ・フロー金利リスク、および価格リスクを含みます。）、信用リスク、および流動性リスクにさらされています。これらのリスク管理は、投資顧問会社が行っています。当ファンドは、種々の方法を用いて、当ファンドがさらされている様々な種類のリスクを測定および管理しています。これらの方法は、以下の説明のとおりです。当ファンドの全般的なリスク管理プログラムは、当ファンドがさらされているリスクの水準に対し得られるリターンを最大化すること、および当ファンドの財務業績に対する潜在的な不利な影響を最小化することを目指しています。当ファンドの方針により、当ファンドがデリバティブ金融商品を利用して、一部のリスク・エクスポージャーの緩和および創出の双方を行うことを可能にしています。

3.2 市場リスク - 当ファンドは、株式市場の短期的な市場変動を利用して、上場・店頭金融商品のポジションを建て、金融商品取引を行っています。

当ファンドの市場リスクは、2つの主要な構成要素の影響を受けています。すなわち、実際の価格および為替レートの変動です。非貨幣性金融商品（資本性有価証券等）が日本円以外の通貨建てである場合、その価格は、当初、外貨で表示された後に日本円に換算され、為替レートの変化によっても変動します。

当ファンドの市場価格リスクは、投資ポートフォリオの分散化によって管理されています。当ファンドは、主として、世界各国に上場しているインフラ株およびその他のインフラ関連証券に対して、分散された市場にわたって投資を行っています。当ファンドは、単一の企業の株式に対する投資を、その企業の発行済株式の半分未満に制限する方針です。当ファンドの資産に係るすべての内在する米ドル以外の為替エクスポージャーは、合理的に可能な限り、対米ドルでヘッジされています。

当ファンドは、投資ポートフォリオとベンチマークの構成との比較によって、価格リスクに対するエクスポージャーを管理しています。2015年9月30日以前、評価にはベンチマークと比較した上での当ファンドのリターンおよびベータ値を含みましたが、ファンドのリターンは一般的にベンチマークをたどることが予想されることから、ベータ相関は評価から削除されました。2014年9月30日現在、ベータ値は考慮されていませんでしたが、他のすべての変数が不変ならば、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は約4,004,022,731円それぞれ増加または減少していました。評価方法の変化は、分析の結果に重要な影響を与えません。

2015年9月30日現在、ベンチマークが6.65%上昇または下落したと仮定した場合、他のすべての変数が不変ならば、これにより償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は約823,916,022円それぞれ増加または減少していました。

2014年9月30日現在、ベンチマークが24.68%上昇または下落したと仮定した場合、他のすべての変数が不変ならば、これにより償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産は約3,763,781,367円それぞれ増加または減少していました。

表示されている感応度分析は、2015年および2014年9月30日現在のポートフォリオ構成およびベンチマークパフォーマンスに基づいています。当ファンドの投資ポートフォリオの構成、およびそれとベンチマークとの相関は、時の経過とともに変化すると予想されます。従って、2015年および2014年9月30日現在作成された感応度分析は、ベンチマークの水準の将来の変動が当ファンドの資本に及ぼす影響を必ずしも示していません。

3.3 金利リスク - 当ファンドの金融資産および金融負債の大半は、無利子です。当ファンドが保有する有利子資産は、満期日が報告日から1ヶ月未満の現金および現金同等物から成ります。その結果、当ファンドは、市

場金利の実勢水準の変動による重要なリスクを被ることはありません。

3.4 為替リスク - 当ファンドが投資する有価証券およびその他の金融商品は、当ファンドの機能通貨以外の通貨建であるか、機能通貨以外の通貨で値付けされることがあります。このため、為替レートの変動が、当ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性があります。一般的に、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して上昇した場合、当該通貨は当ファンドの機能通貨への換算の際に価値が減少するため、その通貨建の有価証券の価値は減少します。逆に、当ファンドの機能通貨の価値が他通貨に対して下落した場合、その通貨建の有価証券の価値は増加します。このリスクは一般的に「為替リスク」として知られており、当ファンドの機能通貨が弱い場合、投資家へのリターンを増加させる可能性があります。当ファンドの機能通貨が強い場合、それらのリターンを減少させる可能性があることを意味します。

米ドルのエクスポージャーを減らし、各クラスの名称に示されている通貨のエクスポージャーを増やすことによって、個別の為替オーバーレイ戦略が各クラスで実行されています。このオーバーレイ戦略により、各クラスの正味為替エクスポージャーは、各クラスの名称に示されている通貨のほぼ100%になると見込まれます。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在の為替リスクに対する当ファンドのエクスポージャー（貨幣性および非貨幣性項目の双方を含みます。）の要約です。

2015年9月30日 現在		現金および 現金同等物 (円)	純損益を通じて公 正価値で測定する		その他の資産 および その他の負債		純額 (円)
			金融資産 (円)	先渡為替予約*	(円)	(円)	
オーストラリア・ドル	AUD	-	1,528,955,468	5,823,642,620	4,788,315	7,357,386,403	
ブラジル・リアル	BRL	5,674,772	138,401,922	3,329,995,429	(22,826,551)	3,451,245,572	
カナダ・ドル	CAD	1,896	1,928,633,429	(2,100,732,274)	6,324,488	(165,772,461)	
ユーロ	EUR	102	2,170,750,774	(2,174,197,861)	-	(3,446,985)	
英ポンド	GBP	-	1,583,441,231	(1,523,939,064)	14,182,468	73,684,635	
米ドル	USD	985,141,158	5,039,531,797	(5,577,218,156)	(19,354,210)	428,100,589	
南アフリカ・ランド	ZAR	-	-	120,573,436	-	120,573,436	
		990,817,928	12,389,714,621	(2,101,875,870)	(16,885,490)	11,261,771,189	
日本円	JPY	-	-	2,127,000,000	(32,725,919)	2,094,274,081	
		990,817,928	12,389,714,621	25,124,130	(49,611,409)	13,356,045,270	

* 先渡為替予約の為替リスク総額は想定元本を表示しています。

2014年9月30日 現在		現金および 現金同等物 (円)	純損益を通じて公 正価値で測定する		その他の資産 および その他の負債		純額 (円)
			金融資産 (円)	先渡為替予約**	(円)	(円)	
オーストラリア・ドル	AUD	-	1,566,065,033	(75,742,172)	418,211,180	1,908,534,041	
ブラジル・リアル	BRL	-	-	(399,503,298)	16,189,461	(383,313,837)	
カナダ・ドル	CAD	-	1,609,182,529	(18,400,782)	(162,185,422)	1,428,596,325	
ユーロ	EUR	-	2,783,192,695	(18,902,388)	(111,642,305)	2,652,648,002	
英ポンド	GBP	-	2,369,100,673	(82,498,396)	24,744,769	2,311,347,046	
米ドル	USD	1,128,613,008	7,896,214,059	(69,646,447)	(7,013,871)	8,948,166,749	
南アフリカ・ランド	ZAR	-	-	(2,891,665)	-	(2,891,665)	
		1,128,613,008	16,223,754,989	(667,585,148)	178,303,812	16,863,086,661	
日本円	JPY	-	-	-	(40,490,957)	(40,490,957)	

1,128,613,008	16,223,754,989	(667,585,148)	137,812,855	16,822,595,704
---------------	----------------	---------------	-------------	----------------

* * 先渡為替予約の為替リスク総額は未実現純利益 / (損失) であり、想定元本は含まれていません。想定元本は投資明細表に開示されています。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在、為替変動の変化に対する当ファンドの資産および負債の感応度の要約です。当該分析は、他のすべての変数が不変として、関連する為替レートが対日本円で以下の表に開示されているパーセンテージだけ上昇 / 下落したという仮定に基づいています。これは、投資顧問会社による為替レートの合理的な可能性のある変動の最善の見積りを表しており、それらのレートのヒストリカル・ボラティリティを考慮しています。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の増加または減少は、主として、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産・負債に分類される資本性有価証券の公正価値の変動により生じます。

	2015年の 為替レートの合理的 な可能性のある変動		ファンドの 純資産に与える影響 (円)		各クラスの純資産 に与える影響 (円)
通貨					
AUD	+/-14%	+/-	3,680,857	+/-	1,079,171,775 (1)
BRL	+/-53%	+/-	6,044,570	+/-	1,927,821,138 (2)
CAD	+/-10%	+/-	20,325,697	+/-	-
EUR	+/-3%	+/-	1,658,981	+/-	-
GBP	+/-2%	+/-	691,263	+/-	-
USD	+/-9%	+/-	1,162,842,135	+/-	1,136,580,383 (3)
ZAR	+/-14%	+/-	-	+/-	17,023,037 (4)

(1) AUDクラスのみの影響

(2) BRLクラスのみの影響

(3) AUDクラス、BRLクラス、JPYクラスおよびZARクラスに影響

(4) ZARクラスのみの影響

	2014年の 為替レートの合理的 な可能性のある変動		ファンドの 純資産に与える影響 (円)		各クラスの純資産 に与える影響 (円)
通貨					
AUD	+/-4%	+/-	24,935,261	+/-	243,535,520 (1)
BRL	+/-3%	+/-	485,684	+/-	255,640,869 (2)
CAD	+/-3%	+/-	2,607,085	+/-	-
EUR	+/-5%	+/-	6,460,000	+/-	-
GBP	+/-11%	+/-	21,969,378	+/-	-
USD	+/-11%	+/-	1,765,446,246	+/-	1,915,762,601 (3)
ZAR	+/-0%	+/-	-	+/-	336,273 (4)

(1) AUDクラスのみの影響

(2) BRLクラスのみの影響

(3) AUDクラス、BRLクラス、JPYクラスおよびZARクラスに影響

(4) ZARクラスのみの影響

3.5 信用リスク - 当ファンドは、信用リスクに対するエクスポージャーを引き受けています。信用リスクとは、相手方が期日に全額を支払うことができなくなるリスクです。該当がある場合、財政状態計算書日までに発生している損失に対して減損引当金が引き当てられます。

上場有価証券取引はすべて、承認されたブローカーを利用して受渡し時に決済 / 支払が行われます。ブローカーが支払を受領した場合のみ売却有価証券の受渡しが行われることから、債務不履行のリスクは最小限であると考えられます。購入時の支払は、ブローカーが有価証券を受領した場合に行います。当事者の一方が債

務を履行できなくなった場合、売買はフェイル（fail）することとなります。

投資顧問会社は、当ファンドの信用ポジションを継続的に監視しています。

2015年および2014年9月30日現在、全金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計書に示されている帳簿価額です。これらの資産はいずれも減損しておらず、期日も経過していません。当ファンドの有価証券取引に関する決済および預託業務は、優良ブローカー1社、すなわちブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに主に集中しています。2015年および2014年9月30日現在、実質的に、現金および現金同等物、ブローカーに対する債権残高、ならびに投資はすべて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保管されています。当ファンドの信用リスクの上場デリバティブおよび取引相手方は、投資明細表を参照してください。

3.6 流動性リスク - 流動性リスクとは、金融負債に関連する債務を履行するにあたり、当ファンドが困難に直面するリスクです。

当ファンドは、日々、償還可能受益証券の償還を行っています。そのため、当ファンドは重要な流動性リスクにさらされています。当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な有価証券に投資することによって、このリスクを管理していますが、かかる流動性条件が将来常に存在するという保証はありません。

買戻しに関して、最低額および最高額の制限はありません。しかし、かかる一部買戻しによって関連するクラスにおける関連する受益証券保有者の残りの保有高が100,000米ドル相当の日本円または当該クラスの受益証券の最低価値（時として受託会社が定める場合もあります。）を下回るようなことがなければ、いかなるクラスの受益証券の保有高の一部買戻しも実施が可能です。

また当ファンドは、先渡為替予約に関連する契約上の現金支出に関連する流動性リスクも有しています。しかし、投資明細表に表示されているとおり、当該現金支出は先渡為替予約の別の側面から純額ベースで管理されています。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在の当ファンドの流動性リスクに対するエクスポージャーの要約です。

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2015年9月30日現在				
以下に関する債務：				
受益証券の償還	62,605,259	-	-	62,605,259
投資顧問会社報酬	46,749,783	-	-	46,749,783
管理事務代行会社報酬	8,057,578	-	-	8,057,578
保管受託銀行報酬	7,644,450	-	-	7,644,450
専門家報酬	5,573,298	-	-	5,573,298
名義書換代理人報酬	2,461,933	-	-	2,461,933
受託会社報酬	1,342,621	-	-	1,342,621
契約上の現金支出 (決済されたデリバティブを除きます。)	134,434,922	-	-	134,434,922
2014年9月30日現在				
以下に関する債務：				
有価証券の購入	616,758,208	-	-	616,758,208
受益証券の償還	4,423,040	-	-	4,423,040
投資顧問会社報酬	42,875,542	-	-	42,875,542
保管受託銀行報酬	4,526,187	-	-	4,526,187
専門家報酬	4,430,345	-	-	4,430,345
管理事務代行会社報酬	2,448,883	-	-	2,448,883
名義書換代理人報酬	699,822	-	-	699,822
受託会社報酬	396,158	-	-	396,158

契約上の現金支出

（決済されたデリバティブを除きます。）

676,558,185

-

-

676,558,185

償還可能受益証券は、保有者の選択により請求があり次第、償還されます。しかし、受託会社は、これらの金融商品の保有者が通常、中長期にわたってそれらを保有し続けることから、開示されているこの契約上の満期は実際の現金支出を表さないと予測しています。

2015年9月30日現在、3名の受益証券保有者が当ファンドの償還可能受益証券の100%を保有しており、2014年9月30日現在、4名の受益証券保有者が当ファンドの償還可能受益証券の100%を保有していました。

投資顧問会社は、当ファンドの流動性ポジションを継続的に監視しています。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在の総額決済される当ファンドのデリバティブ金融商品の分析です。それらの契約上の満期は、当ファンドの投資戦略に基づいたキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるとみなされます。表に開示されている金額は、割引前のキャッシュ・フローです。割引の影響額に重要性がないため、12ヶ月以内に満期を迎える残高は、帳簿価額に等しいです。

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2015年9月30日現在				

総額決済デリバティブ

先渡為替予約

- 支出	22,845,456,272	-	-	22,845,456,272
- 流入	22,870,580,402	-	-	22,870,580,402

	1ヶ月未満 (円)	1 - 3ヶ月 (円)	3ヶ月超 (円)	合計 (円)
2014年9月30日現在				

総額決済デリバティブ

先渡為替予約

- 支出	25,996,147,919	-	-	25,996,147,919
- 流入	25,328,562,772	-	-	25,328,562,772

3.7 自己資本リスク管理 - 当ファンドの自己資本は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産です。償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による購入申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性があります。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンを、その他の利害関係者に利益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の進展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することです。自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針です。

- ・流動資産と比較して日々の購入申込および償還請求の水準を監視し、当ファンドが償還可能受益証券の保有者に対して支払う分配金の金額を調整します。
- ・当ファンドの規約文書に従って、償還および新規受益証券の発行を行います。

受託会社および投資顧問会社は、償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の価値に基づき、自己資本を監視しています。

3.8 損失補償リスク - 受託会社、投資顧問会社およびその他の当事者またはそれらの代理人、社長、役員、社員および関係者は、一定の状況下において、当ファンドの資産から損失補償を受ける資格を有しており、それにより、受益証券1口当たり純資産が減少する結果となる可能性があります。

3.9 決済リスク - 特定の海外市場における決済および清算の手続きは、米国、欧州連合および日本におけるそ

れらと大きく異なります。海外における決済および清算の手続きまたは取引規則はまた、有価証券の支払または受渡の遅延など、米国投資における決済においては一般的でない特定のリスクを伴うことがあります。時として、特定の海外諸国における決済は、有価証券取引の件数に対応できなくなることがあります。これらの問題は、投資顧問会社が当ファンドの口座における取引の実行を困難にすることがあります。投資顧問会社が有価証券の購入の決済を行うことができない、または決済が遅延する場合は、投資顧問会社は魅力的な投資機会を逃すことがあり、当ファンドの資産の一定分が、その後一定期間収益なしのまま投資されないことになっていくことがあります。

投資顧問会社が有価証券の売却の決済を行うことができない、または決済が遅延し、その後当該有価証券の価値が減少した場合、当ファンドは現金を失うことがあります。また、投資顧問会社が別の相手方に有価証券を売却する契約をしていた場合、当ファンドは発生した損失に対して責任を負うこともあります。

3.10 デリバティブ - 投資顧問会社は、当ファンドの投資をヘッジするため、または当ファンドの収益の向上を追求するために、デリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブは、その他の種類の金融商品より短期間で効率的に当ファンドのリスク・エクスポージャーを増加または減少させることが可能です。デリバティブは変動性が高く、以下の重大なリスクを伴います。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金融上の義務を履行することができなくなるリスク。
- ・レバレッジリスク - 相対的に小さな市場の動きが投資価値の大きな変動を引き起こす特定の種類の投資または取引戦略に係るリスク。レバレッジを伴う特定の投資または取引戦略は、当初投資していた金額を大きく越える損失を引き起こすことがあります。
- ・流動性リスク - 特定の有価証券は、売り手が望むタイミングまたは売り手が当該有価証券の実勢価値と考える価格で売却することが困難または不可能となることのあるリスク。

投資顧問会社は、予定ヘッジを含む当ファンドのヘッジ目的のために、デリバティブを利用することがあります。ヘッジは、投資顧問会社が他のファンドの保有に関連するリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略です。

ヘッジは損失を減少させることができる一方で、市場の動きが投資顧問会社の予想と異なる場合、またはデリバティブの費用がヘッジの利益を上回る場合、利益を減少または消失させることもあり、また、損失を引き起こすこともあります。デリバティブの価値の変動が、投資顧問会社が予想したヘッジ対象の保有資産の価値の変動と合致せず、かかる場合、ヘッジ対象の保有資産の損失は減少せず、増加することもあるというリスクをヘッジは伴っています。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させる、あるいは、ヘッジ取引が利用可能または費用対効果が高いという保証はありません。投資顧問会社は、当ファンドにヘッジを利用することを要求されず、そうしないことを選択することもあります。投資顧問会社は、当ファンドの収益の向上を追求するためにデリバティブを利用することがあることから、かかる投資により、当ファンドは、投資顧問会社がヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きい割合で上記のリスクにさらされることとなります。収益の向上を追求するためのデリバティブの利用は、投機的と見なされることがあります。

3.11 取引相手方およびブローカーのリスク - 投資顧問会社またはその代理人が、当ファンドの口座のために取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行およびブローカー業務企業を含みます。）は、財政的な困難に直面し、当ファンドに関して負っている各々の債務の履行を怠ることがあります。

かかる債務不履行はいずれも当ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。さらに、投資顧問会社は、特定の取引を確保するために、取引相手方に当ファンドの口座の担保を差し出すこともあります。

当ファンドは、各取引相手方とマスター・ネットリング契約を締結することにより、取引相手方の信用リスクに対するエクスポージャーの軽減に努めています。マスター・ネットリング契約が締結されている場合、当ファンドは、取引相手方の信用度が一定水準より下落した時点で、かかる契約に基づき行われた取引をすべて終了させる権利が与えられます。マスター・ネットリング契約によって、各当事者は、他の当事者の債務不履行発生時または契約終了時に、かかる契約に基づき行われた取引をすべて終了させ、各取引における債務の金額を相殺してある当事者から他方の当事者への未払金にまとめる権利が与えられます。店頭デリバティブに関連した取引相手方の信用リスクによる当ファンドの最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益と取引相手方の未払額の合計が、取引相手方が当ファンドに差し入れた担保を超過する金額です。当ファンドは、店頭デリバティブの取引相手方のために、未決済のデリバティブ契約に係る各取引相手方の未実現評価益以上の金額（特定の最低移転条項の対象となっています。）の担保の差入れを求められることがあり、そのような差入担保があれば、投資明細表において識別されます。

2015年9月30日現在、当ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は、以下のとおりでした。

デリバティブ資産	認識された資産の総額(円)	財政状態計算書で相殺された総額(円)	財政状態計算書に表示された純額(円)
先渡為替予約	359,235,998	-	359,235,998
	359,235,998	-	359,235,998

財政状態計算書で相殺されない総額

デリバティブ資産	取引相手方	財政状態計算書に表示された資産の純額(円)	金融商品(円)	差入担保現金(円)	純額(円)
先渡為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	92,705,101	(92,705,101)	-	-
	HSBC Bank Plc	265,937,950	(225,356,307)	-	40,581,643
	Westpac Banking Corp.	592,947	(592,947)	-	-
		359,235,998	(318,654,355)	-	40,581,643

デリバティブ負債	認識された負債の総額(円)	財政状態計算書で相殺された総額(円)	財政状態計算書に表示された純額(円)
先渡為替予約	(334,111,868)	-	(334,111,868)
	(334,111,868)	-	(334,111,868)

財政状態計算書で相殺されない総額

デリバティブ負債	取引相手方	財政状態計算書に表示された負債の純額(円)	金融商品(円)	差入担保現金(円)	純額(円)
先渡為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	(103,553,112)	92,705,101	-	(10,848,011)
	HSBC Bank Plc	(225,356,307)	225,356,307	-	-
	Westpac Banking Corp.	(5,202,449)	592,947	-	(4,609,502)
		(334,111,868)	318,654,355	-	(15,457,513)

2014年9月30日現在、当ファンドのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は、以下のとおりでした。

デリバティブ資産	認識された資産の総額(円)	財政状態計算書で相殺された総額(円)	財政状態計算書に表示された純額(円)
先渡為替予約	271,140,272	-	271,140,272
	271,140,272	-	271,140,272

財政状態計算書で相殺されない総額

デリバティブ資産	取引相手方	財政状態計算書に表示された資産の純額(円)	金融商品(円)	差入担保現金*(円)	純額(円)
先渡為替予約	Brown Brothers				
	Harriman & Co.	4,267,919	(4,267,919)	-	-
	HSBC Bank Plc	266,872,353	(266,872,353)	-	-

271,140,272	(271,140,272)	-	-
-------------	---------------	---	---

デリバティブ負債	認識された負債の総額（円）	財政状態計算書で相殺された総額（円）	財政状態計算書に表示された純額（円）
先渡為替予約	(938,725,420)	-	(938,725,420)
	(938,725,420)	-	(938,725,420)

財政状態計算書で相殺されない総額

デリバティブ負債	取引相手方	財政状態計算書に表示された負債の純額（円）	金融商品（円）	差入担保現金*（円）	純額（円）
先渡為替予約	Brown Brothers	(281,724,308)	4,267,919	-	(257,456,389)
	Harriman & Co.	(657,001,112)	266,872,353	-	(390,128,759)
	HSBC Bank Plc	(938,725,420)	271,140,272	-	(667,585,148)

* 実際の差入 / (受入) 担保は、上記の表に開示されている金額を上回ることがあります。

3.12 保管受託銀行のリスク - 受託会社も、投資顧問会社も、当ファンドの保有有価証券すべての保管を管理していません。保管受託銀行として業務を行うために選ばれた、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管受託銀行」といいます。）、または他の銀行やブローカー業務企業は破綻する可能性があります、そのことにより、当ファンドは、それらの保管受託銀行が保有するファンドまたは有価証券のすべてまたは一部を喪失する可能性があります。

3.13 公正価値の見積り - 活発な市場で取引される金融資産および金融負債（公的市場で取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等）の公正価値は、期末日における取引時間終了時の市場相場価格に基づきます。2013年1月1日より前においては、当ファンドが保有する金融資産に用いられた市場相場価格は直近の買呼値、金融負債の市場相場価格は直近の売呼値でした。当ファンドは、2013年1月1日からIFRS第13号「公正価値測定」を適用し、金融資産と金融負債の双方に関して最後に取引された市場価格を用いるように公正価値評価のインプットを変更しました。市場相場が容易に入手できない投資またはその他の資産は、投資顧問会社からの助言を得て受託会社が採用した手続きに従って誠実に算定された公正価値で評価されます。

活発な市場とは、資産または負債の取引が、継続的に価格決定の情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場です。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値は、評価技法を用いて算定されます。当ファンドは、種々の方法を用いて、各年度末日現在の市況に基づいた仮定を行います。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブ等、標準化されていない金融商品に関して用いられる評価技法には、比較可能な最近の独立第三者間取引の利用、実質的に同じ他の金融商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデル、および市場参加者が一般に用いている市場のインプットを最大限に利用し企業固有のインプットには可能な限り依存しないその他の評価技法が含まれます。特定の金融資産は投資顧問会社により償却原価で評価され、その帳簿価額は公正価値の合理的な近似値とみなされています。

活発な市場がない金融商品について、当ファンドは、内部で開発したモデルを用いることがあります。これらのモデルは通常、業界内で標準であると一般に認められている評価方法・技法に基づきます。評価モデルは、主として、事業年度において市場が活発でなかったかまたは活発ではない、非上場の株式、債券、およびその他の負債性金融商品の評価に用いられます。これらのモデルへのインプットの一部は、市場が観測可能でないことがあるため、仮定に基づいて見積りが行われます。

モデルのアウトプットは常に、確実に算定することができない価値の見積りまたは近似値となります。使用される評価技法は、当ファンドの保有ポジションに関連するすべての要素を完全に反映していない場合があります。従って、評価額は、追加要素（モデル・リスク、流動性リスク、および相手方リスクを含みます。）を考慮に入れて、適宜調整されます。

その他の債権および債務の帳簿価額（減損引当金控除後）は、公正価値に近似しているとみなされています。

開示目的上、金融負債の公正価値は、当ファンドが入手可能な、類似した金融商品の期末の市場金利で、契約上の将来キャッシュ・フローを割り引くことによって見積られます。

公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・レベル1 インputは、企業が測定日にアクセス可能な同一の資産または負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格です。
- ・レベル2 インputは、当該資産または負債について直接的にまたは間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインputです。
- ・レベル3 インputは、当該資産または負債についての観察不能なインputです。レベル3に分類される投資は、取引の頻度が低いため、重要な観察不能なインputを伴います。

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その公正価値測定の全体にとって重要な最も低いレベルのインputに基づいて決定されます。この目的上、インputの重要性は、その公正価値測定の全体に対して評価されます。公正価値測定が、観察不能なインputに基づく重要な調整を要する観察可能なインputを使用している場合には、その測定はレベル3の測定です。公正価値測定の全体にとっての特定のインputの重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮しながら、判断を必要とします。

何が「観察可能」であるかの決定は、当ファンドによる重要な判断が必要です。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしています。

以下は、2015年9月30日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインputに従った公正価値評価の要約です。

	同一の投資について の活発な市場におけ る（無調整の）相場 価格 （レベル1） （円）	その他の重要な 観察可能な インput （レベル2） （円）	重要な観察不能な インput （レベル3） （円）	2015年9月30日 現在公正価値 （円）
金融資産				
商業サービス	646,326,115	-	-	646,326,115
電力	2,558,636,594	-	-	2,558,636,594
エンジニアリング・建設	75,451,498	-	-	75,451,498
エンターテインメント	560,360,311	-	-	560,360,311
ガス	1,959,226,829	-	-	1,959,226,829
石油・ガスサービス	314,067,899	-	-	314,067,899
パイプライン	3,953,413,671	-	-	3,953,413,671
不動産投資信託	817,461,983	-	-	817,461,983
電気通信	862,650,976	-	-	862,650,976
水	642,118,745	-	-	642,118,745
先渡為替予約*	-	359,235,998	-	359,235,998
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	12,389,714,621	359,235,998	-	12,748,950,619
金融負債				
先渡為替予約*	-	(334,111,868)	-	(334,111,868)
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債	-	(334,111,868)	-	(334,111,868)

以下は、2014年9月30日現在、当ファンドの金融資産および金融負債を評価する際に用いたインputに従った公正価値評価の要約です。

金融資産	同一の投資について の活発な市場におけ る（無調整の）相場 価格 （レベル1） （円）			その他の重要な 観察可能な インプット （レベル2） （円）	重要な観察不能な インプット （レベル3） （円）	2014年9月30日 現在公正価値 （円）
	金融負債	先渡為替予約*	先渡為替予約*			
クロス・エンド型ファン ド	612,600,666	-	-	-	612,600,666	
商業サービス	630,886,192	-	-	-	630,886,192	
電力	2,141,204,226	-	-	-	2,141,204,226	
エンジニアリング・建設	431,765,501	-	-	-	431,765,501	
ガス	2,211,488,942	-	-	-	2,211,488,942	
パイプライン	8,409,115,055	-	-	-	8,409,115,055	
電気通信	1,073,809,426	-	-	-	1,073,809,426	
水	712,884,981	-	-	-	712,884,981	
先渡為替予約*	-	271,140,272	-	-	271,140,272	
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	16,223,754,989	271,140,272	-	-	16,494,895,261	
金融負債						
先渡為替予約*	-	(938,725,420)	-	-	(938,725,420)	
純損益を通じて公正価値 で測定する金融負債	-	(938,725,420)	-	-	(938,725,420)	

* 先渡為替予約に係る未実現評価益 / (損) の金額を示しています。

2015年および2014年9月30日終了年度においてレベル間の振替えはありませんでした。

価値が活発な市場における市場相場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、資本性有価証券が含まれます。当ファンドは、これらの金融商品に関して相場価格の調整を行っていません。

活発でないといみなされる市場で売買されるが市場相場価格、ディーラーの提示価格、観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定の情報源または方法に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類されます。これらには、先渡為替予約が含まれます。レベル2の投資は、活発な市場で売買されない、および/または譲渡制限が課せられているポジションを含む場合があるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映して調整されることがあり、通常、これらは入手可能な市場情報に基づいています。

レベル3に分類される投資は、売買がまれなことから、重要な観察不能なインプットを有しています。レベル3の金融商品には、非公開の資本性投資が含まれることがあります。それらの有価証券に関しては観察可能な価格が入手できないため、評価技法を使用して公正価値を導出します。2015年および2014年9月30日現在、当ファンドは、いかなる保有資産もレベル3に分類していません。

3.14 公正価値で計上されないが、公正価値が開示されている資産および負債 - 2015年および2014年9月30日現在、現金および現金同等物はレベル1に分類されています。公正価値で測定されないが、公正価値が開示されているその他の資産および負債はすべて、レベル2に分類されています。資産および負債の内訳については財政状態計算書を、評価技法の詳細については注記2を参照ください。

4. 極めて重要な会計上の見積りおよび判断

4.1 極めて重要な会計上の見積りおよび仮定 - 経営者は、資産および負債の報告金額に影響を与える将来に関する見積りおよび仮定を行っています。見積りは、継続的に評価され、過去の経験およびその他の要素（その状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想を含みます。）に基づいています。結果として生じた会計上の見積りは、当然ながら、関連する実際の結果と同じになることはほとんどありません。

4.2 極めて重要な判断：機能通貨 - 受託会社は、日本円が、基礎となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表す通貨であると考えています。日本円は、当ファンドが投資家から払込金を受領する通貨であるのみならず、当ファンドが業績を測定し成績を報告する通貨でもあります。

5. 償還可能受益証券

発行が承認される受益証券の口数は、制限がなく、無額面とされています。各受益証券は当ファンドにおける不可分の受益権を表しており、その結果、当ファンドの終了時に受益証券保有者に支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産額をその時点で発行済の当該クラスの全受益証券で除した取り分と等しくなります。受益証券は記名式で発行され、購入者による要求が特段ない限り、証書は発行されません。当ファンドの受益証券保有者の登録簿は、受益証券の所有権の確実な証拠となり、発行時に証書（要求した場合）は、当該証書の発行日において登録簿に示されている地位の証拠となります。

適格投資家は、該当する購入価格で購入日以降に受益証券を購入することが可能ですが、受託会社の裁量で最低購入額の適用が放棄されない限り、100,000米ドル相当の日本円以上での購入が条件になっています。同じクラスの受益証券の追加購入の意向を有する既存の受益証券保有者に関しては、以降の購入について最低額の制限はありません。また、購入については最高額の制限もありません。

受益証券に係る支払はすべて、当ファンドの機能通貨である日本円で行われます。受託会社は、何らかの理由により、および、理由を示すことなく、購入を受け付けないことが可能です。

受益証券保有者は制限付議決権を有し、受益証券保有者の投票は、限られた一定の状況においてのみ要求されます。それらの状況において、当トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める投票または書面による同意のいずれかにより、受益証券保有者の決議は可決されます。特定のファンドの受益証券保有者のみが影響を受ける特別な場合には、当該ファンドの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別の決議または書面による同意によって、当該ファンドの受益証券保有者は、独立したクラスとして投票するよう要求されます。

当ファンドは、特定の為替エクスポージャーに対するヘッジとして、受益証券の各クラスで為替予約を保有しています。これらの為替予約に起因する損益は、受益証券のそれぞれのクラスに配分されます。

2015年および2014年9月30日現在、純資産合計、発行済受益証券、および受益証券1口当たり純資産額は、以下のとおりでした。

2015年9月30日現在

受益証券クラス	純資産合計 (円)	発行済受益証券 (口)	受益証券1口当たり
			純資産額 (円)
A U D	7,516,405,462	5,934,668,611	1.2655
B R L	3,570,115,660	5,272,334,196	0.6771
J P Y	2,146,062,697	1,588,469,031	1.3510
Z A R	123,461,451	129,833,635	0.9509

2014年9月30日現在

受益証券クラス	純資産合計 (円)	発行済受益証券 (口)	受益証券1口当たり
			純資産額 (円)
A U D	6,011,127,515	3,735,903,169	1.6090
B R L	8,048,905,046	7,321,941,403	1.0993
J P Y	2,430,945,475	1,660,896,668	1.4636
Z A R	331,617,668	291,535,999	1.1375

受益証券は、各営業日に買戻しが可能です。受益証券保有者は、受益証券の買戻しを要求する通知書（以下「買戻通知書」といいます。）を送達し、受託会社（またはその代理人）がその中で指定された受益証券を買戻すよう要求することが可能です。一旦提出した買戻通知書は、通常または特殊な場合に受託会社（またはその代理人）が決定しない限り取消できません。

買戻しに関して、最低額および最高額の制限はありません。しかし、かかる一部買戻しによって関連するクラスにおける関連する受益証券保有者の残りの保有高が100,000米ドル相当の日本円または当該クラスの受益証券の最低価値（時として受託会社が定める場合もあります。）を下回るようなことがなければ、いかなるクラスの受益証券の保有高の一部買戻しも実施が可能です。機能受益証券は買戻しすることは出来ません。受託会社は、受益証券保有者に対し書面による通知を少なくとも5営業日前までに行うことによって、その時点での

受益証券1口当たり実勢純資産額から受託会社が負担する経費または当該受益証券保有者が支払うべき金銭を差し引いた額で、受益証券の全部または一部を償還することが可能です。

2015年および2014年9月30日終了年度における受益証券の発行口数、償還口数、および発行済口数は、以下のとおりでした。

受益証券クラス	2014年9月30日 現在	償還可能受益証券の 発行	償還可能受益証券の 償還	2015年9月30日 現在
A U D	3,735,903,169	3,176,745,950	(977,980,508)	5,934,668,611
B R L	7,321,941,403	2,758,668,408	(4,808,275,615)	5,272,334,196
J P Y	1,660,896,668	637,426,715	(709,854,352)	1,588,469,031
Z A R	291,535,999	12,135,280	(173,837,644)	129,833,635
合計	13,010,277,239	6,584,976,353	(6,669,948,119)	12,925,305,473

受益証券クラス	2013年9月30日 現在	償還可能受益証券の 発行	償還可能受益証券の 償還	2014年9月30日 現在
A U D	3,982,663,740	1,350,367,885	(1,597,128,456)	3,735,903,169
B R L	14,495,278,352	4,245,120,876	(11,418,457,825)	7,321,941,403
J P Y	3,025,012,171	138,113,071	(1,502,228,574)	1,660,896,668
Z A R	1,026,309,636	-	(734,773,637)	291,535,999
合計	22,529,263,899	5,733,601,832	(15,252,588,492)	13,010,277,239

6. デリバティブ金融商品

6.1 先渡為替予約 - 先渡為替予約とは、合意された将来のある日に合意された価格で一定量の外貨を受け取るまたは引き渡す契約上の債務です。これらの先渡為替予約は、先渡為替予約締結日現在の先物為替レートと測定日現在の先渡レートとの差額に基づいて、日々評価されます。

特定の種類の金融商品の想定元本は、財政状態計算書に認識される金融商品との比較基準となるが、当該金融商品に係る将来キャッシュ・フローの金額または当該金融商品の現在の公正価値を必ずしも示していないことから、信用リスクまたは市場価格リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを示すものではありません。デリバティブ金融商品は、それらの契約条件に係る市場価格または為替レートの変動の結果、プラス（資産）またはマイナス（負債）になります。保有するデリバティブ金融商品の契約額または想定元本の総額、金融商品のプラスまたはマイナスの度合、およびデリバティブ金融資産・負債の公正価値総額は、時として著しく変動する可能性があります。

7. 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他方の当事者を支配する能力を有しているか、または他方の当事者に対し財務または営業の決定に際して重要な影響力を有している場合に、関連があるとみなされます。

7.1 受託会社報酬 - 受託会社は、毎月後払いで、当ファンドの平均純資産額の年率0.01%の報酬を受け取ります。最低年次報酬を10,000米ドルとしています。

2015年および2014年9月30日終了年度に受託会社が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の受託会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.2 管理事務代行会社報酬 - ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」といいます。）は、純資産のうち最初の250百万米ドルに対しては年率0.06%、次の純資産250百万米ドルに対しては0.05%、純資産500百万米ドルを超える純資産の全額に対しては0.04%の報酬を受け取っており、最低月次報酬は4,200米ドルとしています。

2015年および2014年9月30日終了年度に管理事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の管理事務代行会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.3 保管受託銀行報酬 - 保管受託銀行は、純資産の0.01%から0.55%の範囲で保管報酬を受け取ります。また、保管受託銀行は、取引ごとに10米ドルから280米ドルの範囲で、特殊な処理のための取扱手数料を受け取り

ます。

2015年および2014年9月30日終了年度に保管受託銀行が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の保管受託銀行に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.4 名義書換代理人報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「名義書換代理人」といいます。）は、年間報酬10,000米ドルと、特定の取引ベースの報酬を受け取ります。

2015年および2014年9月30日終了年度に名義書換代理人が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の名義書換代理人に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.5 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、日次で算出され半年毎に支払われる当ファンドの平均純資産額の年率0.53%の報酬を受け取ります。

投資顧問会社は、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドを当ファンドの副投資顧問会社（以下「副投資顧問会社」といいます。）に任命しています。副投資顧問会社の報酬は、投資顧問会社により支払われます。

2015年および2014年9月30日終了年度に投資顧問会社が稼得した報酬、ならびに2015年および2014年9月30日現在の投資顧問会社に対する未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されています。

7.6 デリバティブの取引相手方

当ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーと、先渡為替予約を締結することを認められています。2015年および2014年9月30日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの未決済の先渡為替予約はすべて、投資明細表に開示されています。2015年および2014年9月30日終了年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの先渡為替予約に係る実現純利益／（損失）それぞれ43,565,072円および(15,148,057円)があり、包括利益計算書に開示されています。

8．財政状態計算書日後の事象

受託会社は、期末以降2016年1月29日（本財務書類の公表が可能となった日）までの間に発生した事象および取引の評価を行いました。2015年10月1日から2016年1月29日までに、307,964,332円の購入があり、1,784,675,097円の償還がありました。同じ期間に、分配は477,398,226円でした。財務書類での開示が必要な財政状態計算書日後の重要な後発事象は他にありません。

短期公社債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）		
	平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,271,417	102,156,685
国債証券	389,999,524	200,000,000
地方債証券	-	201,182,201
未収利息	34	6,741
前払費用	-	11,342
流動資産合計	414,270,975	503,356,969
資産合計	414,270,975	503,356,969
負債の部		
流動負債		
未払金	-	100,880,000

	平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
流動負債合計	-	100,880,000
負債合計	-	100,880,000
純資産の部		
元本等		
元本	406,163,566	394,594,936
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,107,409	7,882,033
元本等合計	414,270,975	402,476,969
純資産合計	414,270,975	402,476,969
負債純資産合計	414,270,975	503,356,969

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
1. 計算日における受益権の総数 406,163,566口	1. 計算日における受益権の総数 394,594,936口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0200円 (1万口当たり純資産額) (10,200円)	2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0200円 (1万口当たり純資産額) (10,200円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p>	<p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、国債証券、地方債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p>
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p>

<p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	---

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成27年 2月17日 至 平成27年 8月17日	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	395,378,194円	406,163,566円
期中追加設定元本額	10,785,372円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	11,568,630円
同期末における元本の内訳		
新光ピュア・インド株式ファンド	218,092,300円	218,092,300円
新光ブラジル債券ファンド	107,294,012円	107,294,012円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース	9,941,981円	9,941,981円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド豪ドルコース	17,759,859円	17,759,859円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドブラジルリアルコース	33,218,606円	33,218,606円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド南アフリカランドコース	1,602,911円	1,602,911円
世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンドマネープールファンド	12,408,604円	1,624,288円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 1 コース	2,751,032円	1,966,718円
豪ドル高格付債ファンド（毎月決算／目標払出し型）T 2 コース	2,358,028円	2,358,028円
高格付短期豪ドル債ファンド	736,233円	736,233円
合計	406,163,566円	394,594,936円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成27年 8月17日現在	平成28年 2月15日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	394	0
地方債証券	-	26,799
合計	394	26,799

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第572回国庫短期証券	100,000,000	100,000,000	
	第576回国庫短期証券	100,000,000	100,000,000	
国債証券 小計		200,000,000	200,000,000	
地方債証券	平成18年度第3回埼玉県公募公債	100,000,000	100,864,193	
	平成23年度第9回大阪市公募公債（5年）	100,000,000	100,318,008	
地方債証券 小計		200,000,000	201,182,201	
合計		400,000,000	401,182,201	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コース

（平成28年 2月29日現在）

資産総額	1,179,617,037円
負債総額	551,251円
純資産総額（ - ）	1,179,065,786円
発行済口数	1,050,066,631口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1228円
（1万口当たり純資産額）	（11,228円）

（参考）短期公社債マザーファンド

（平成28年 2月29日現在）

資産総額	402,420,868円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	402,420,868円
発行済口数	394,594,936口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0198円
（1万口当たり純資産額）	（10,198円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとしてします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成28年10月1日現在（予定））

資本金の額	20億円	
会社が発行する株式総数	100,000株	（普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株	（普通株式24,490株、A種種類株式 15,510株）

種類株式の発行が可能

直近5カ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 会社の機構（平成28年10月1日現在（予定））

(イ) 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

(ロ) 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基

づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社は、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）と統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更する予定です。

平成28年5月31日現在におけるD I A Mアセットマネジメント株式会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	379	5,885,771,137,238
単位型公社債投資信託	43	313,084,944,195
単位型株式投資信託	6	74,158,972,183
合計	428	6,273,015,053,616

（ご参考）

平成28年5月31日現在におけるみずほ投信投資顧問株式会社および新光投信株式会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

・みずほ投信投資顧問株式会社

基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型公社債投資信託	15	329,653,710,450
追加型株式投資信託	231	2,186,251,331,253
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	11,626,381,586
合計	251	2,527,531,423,289

・新光投信株式会社

基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型公社債投資信託	26	669,428,600,763
追加型株式投資信託	244	3,203,001,207,380
単位型公社債投資信託	4	17,754,535,219
単位型株式投資信託	72	256,599,381,477

合計	346	4,146,783,724,839
----	-----	-------------------

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第31期事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

D I A Mアセットマネジメント株式会社は、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社及びみずほ信託銀行株式会社の資産運用部門と統合し、商号をアセットマネジメントOne 株式会社に変更する予定です。

委託会社の財務諸表に引き続き、みずほ投信投資顧問株式会社の第53期事業年度の財務諸表及び新光投信株式会社の第56期事業年度の財務諸表を参考として添付しております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第30期 （平成27年3月31日現在）	第31期 （平成28年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	12,051,921	12,951,736
金銭の信託	14,169,657	13,094,914
前払費用	57,309	44,951
未収委託者報酬	4,622,292	4,460,404
未収運用受託報酬	1,737,052	1,859,778
未収投資助言報酬	2 312,206	2 277,603
未収収益	260,845	205,097
繰延税金資産	411,797	341,078
その他	46,782	40,689
流動資産計	33,669,865	33,276,255
固定資産		
有形固定資産	432,933	658,607
建物	1 138,967	1 29,219

車両運搬具	1	941	1	549
器具備品	1	243,908	1	184,683
建設仮勘定		49,116		444,155
無形固定資産		1,912,472		1,706,201
商標権	1	101	1	7
ソフトウェア	1	1,702,633	1	1,645,861
ソフトウェア仮勘定		202,399		53,036
電話加入権		7,148		7,148
電信電話専用施設利用権	1	188	1	146
投資その他の資産		4,343,365		6,497,772
投資有価証券		613,137		458,701
関係会社株式		2,316,596		3,229,196
繰延税金資産		582,861		679,092
差入保証金		733,907		2,040,945
その他		96,862		89,835
固定資産計		6,688,771		8,862,580
資産合計		40,358,637		42,138,836

(単位：千円)

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,605,579	966,681
未払金	2,515,377	2,055,332
未払償還金	49,873	49,873
未払手数料	1,836,651	1,744,274
その他未払金	628,852	261,185
未払費用	2 2,196,267	2 3,076,566
未払法人税等	1,539,263	1,223,957
未払消費税等	671,243	352,820
賞与引当金	722,343	728,769
その他	30,000	-
流動負債計	9,280,074	8,404,128
固定負債		
退職給付引当金	868,928	997,396
役員退職慰労引当金	110,465	154,535
固定負債計	979,394	1,151,932
負債合計	10,259,468	9,556,060
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000

資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	25,417,784	28,000,340
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	19,480,000	22,030,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	5,314,491	5,347,047
株主資本計	29,846,262	32,428,818
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	252,905	153,956
評価・換算差額等計	252,905	153,956
純資産合計	30,099,168	32,582,775
負債・純資産合計	40,358,637	42,138,836

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	28,170,831		30,188,445	
運用受託報酬	7,064,021		7,595,678	
投資助言報酬	1,032,659		993,027	
その他営業収益	828,240		724,211	
営業収益計		37,095,752		39,501,363
営業費用				
支払手数料	12,416,659		12,946,176	
広告宣伝費	527,620		468,931	
公告費	288		258	
調査費	6,317,052		7,616,390	
調査費	4,129,778		4,969,812	
委託調査費	2,187,273		2,646,578	
委託計算費	385,121		412,257	
営業雑経費	488,963		548,183	
通信費	34,089		34,855	
印刷費	414,215		436,756	
協会費	24,177		23,698	
諸会費	37		40	
支払販売手数料	16,443		52,833	
営業費用計		20,135,705		21,992,198
一般管理費				
給料	5,260,910		5,382,757	
役員報酬	242,666		242,446	
給料・手当	4,378,307		4,431,015	
賞与	639,936		709,295	
交際費	37,625		43,975	
寄付金	2,697		2,628	
旅費交通費	242,164		254,276	
租税公課	127,947		180,892	
不動産賃借料	686,770		1,128,367	
退職給付費用	218,863		226,460	

固定資産減価償却費	628,056		902,248	
福利厚生費	33,310		36,173	
修繕費	13,807		31,617	
賞与引当金繰入額	722,343		728,769	
役員退職慰労引当金繰入額	50,327		49,320	
役員退職慰労金	25,501		5,250	
機器リース料	87		140	
事務委託費	231,303		251,913	
事務用消耗品費	67,208		70,839	
器具備品費	5,869		14,182	
諸経費	135,032		214,532	
一般管理費計		8,489,827		9,524,346
営業利益		8,470,220		7,984,819

(単位：千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		17,346		25,274
受取利息		2,404		2,079
時効成立分配金・償還金		974		-
為替差益		652		3,996
雑収入		1,822		6,693
営業外収益計		23,200		38,044
営業外費用				
金銭の信託運用損		163,033		305,368
時効成立後支払分配金・償還金		65		-
外国税支払損失		47,515		-
営業外費用計		210,614		305,368
経常利益		8,282,806		7,717,494
特別利益				
投資有価証券売却益		-		3,377
特別利益計		-		3,377
特別損失				
固定資産除却損	1	12,988	1	624
固定資産売却損	2	-	2	2,653
ゴルフ会員権売却損		1,080		-
ゴルフ会員権評価損		-		6,307
関係会社株式評価損		202,477		-
特別損失計		216,547		9,584
税引前当期純利益		8,066,259		7,711,286
法人税、住民税及び事業税		2,969,684		2,557,305
法人税等調整額		29,428		27,424

法人税等合計		2,940,256		2,584,730
当期純利益		5,126,003		5,126,556

(3) 【株主資本等変動計算書】

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開 発積立 金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222
会計方針の変更による累積的影響額							131,037	131,037	131,037
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,866,488	22,619,781	27,048,259
当期変動額									
剰余金の配当							2,328,000	2,328,000	2,328,000
別途積立金の積立				2,350,000			2,350,000	-	-
当期純利益							5,126,003	5,126,003	5,126,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	2,350,000	-	-	448,003	2,798,003	2,798,003
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	243,159	27,160,381
会計方針の変更による累積的影響額		131,037
会計方針の変更を反映した当期首残高	243,159	27,291,419
当期変動額		
剰余金の配当		2,328,000
別途積立金の積立		-
当期純利益		5,126,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,746	9,746

当期変動額合計	9,746	2,807,749
当期末残高	252,905	30,099,168

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開 発積立 金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262
当期変動額									
剰余金の配当							2,544,000	2,544,000	2,544,000
別途積立金の積立				2,550,000			2,550,000	-	-
当期純利益							5,126,556	5,126,556	5,126,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	2,550,000	-	-	32,556	2,582,556	2,582,556
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047	28,000,340	32,428,818

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	252,905	30,099,168
会計方針の変更による累積的影響額		
会計方針の変更を反映した当期首残高	252,905	30,099,168
当期変動額		
剰余金の配当		2,544,000
別途積立金の積立		-
当期純利益		5,126,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	98,949	98,949
当期変動額合計	98,949	2,483,607

当期末残高	153,956	32,582,775
-------	---------	------------

重要な会計方針

項目	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

（1）概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

（2）適用予定日

平成28年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

会計上の見積りの変更

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

当社は、追加情報に記載のとおり、当社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産及び無形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。

また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として資産除去債務の合理的な見積りが可能となったため、見積額の変更を行っております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が161,916千円、不動産賃借料が42,917千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ204,834千円減少しております。

追加情報

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

当社は、平成27年9月30日付で締結した当社、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）、みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤 修一）間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商号 : アセットマネジメントOne 株式会社
2. 代表者 : 西 恵正（現 D I A Mアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
3. 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内1 8 2
4. 統合日 : 平成28年10月1日

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
建物	582,075	767,802
車両運搬具	3,981	4,374
器具備品	735,461	562,853
商標権	836	930
ソフトウェア	2,015,473	2,613,791
電信電話専用施設利用権	1,408	1,451

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

(千円)

		第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
流動資産	未収投資助言報酬	311,994	276,211
流動負債	未払費用	492,035	622,004

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
器具備品	0	182
ソフトウェア	12,988	442

2. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
器具備品	-	2,653

(株主資本等変動計算書関係)

第30期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の 種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式 の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	12,051,921	12,051,921	-
(2) 金銭の信託	14,169,657	14,169,657	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	532,891	532,891	-
資産計	26,754,470	26,754,470	-
(1) 未払法人税等	1,539,263	1,539,263	-
負債計	1,539,263	1,539,263	-

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	12,951,736	12,951,736	-
(2) 金銭の信託	13,094,914	13,094,914	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	381,005	381,005	-
資産計	26,427,656	26,427,656	-

(1) 未払法人税等	1,223,957	1,223,957	-
負債計	1,223,957	1,223,957	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
非上場株式	80,246	77,696
関係会社株式	2,316,596	3,229,196
差入保証金	733,907	2,040,945

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

前事業年度において、関係会社株式について202,477千円の減損処理を行っております。

差入保証金は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成27年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,051,921	-	-	-
合計	12,051,921	-	-	-

第31期（平成28年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,951,736	-	-	-
合計	12,951,736	-	-	-

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第30期の貸借対照表計上額2,316,596千円、第31期の貸借対照表計上額3,229,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第30期（平成27年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	516,710	146,101	370,608
債券	-	-	-
その他（投資信託）	16,181	13,000	3,181
小計	532,891	159,101	373,789
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	532,891	159,101	373,789

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第31期（平成28年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	365,683	146,101	219,581
債券	-	-	-
その他（投資信託）	15,322	13,000	2,322
小計	381,005	159,101	221,903

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	381,005	159,101	221,903

（注）非上場株式（貸借対照表計上額77,696千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券
第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
該当事項はありません。

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他有価証券	5,927	3,377	-

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	14,169,657	2,544,066

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	13,094,914	825,986

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第30期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,079,828	973,035
会計方針の変更による累積的影響額	203,600	-
会計方針の変更を反映した期首残高	876,227	973,035
勤務費用	128,297	134,944
利息費用	7,798	8,660
数理計算上の差異の発生額	10,345	21,441
退職給付の支払額	49,633	51,531
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	973,035	1,086,550

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第30期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	973,035	1,086,550
未積立退職給付債務	973,035	1,086,550
未認識数理計算上の差異	89,550	79,449
未認識過去勤務費用	14,556	9,704
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	868,928	997,396
退職給付引当金	868,928	997,396
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	868,928	997,396

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)	
	第30期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	128,297	134,944
利息費用	7,798	8,660

数理計算上の差異の費用処理額	33,455	31,542
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
確定給付制度に係る退職給付費用	174,402	179,999

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	第30期	第31期
	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
割引率	0.89%	0.89%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第30期事業年度43,461千円、第31期事業年度44,193千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期	第31期
	(平成27年3月31日現在)	(平成28年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	118,238	79,702
未払事業所税	5,527	5,581
賞与引当金	239,095	224,898
未払法定福利費	30,557	28,395
未払確定拠出年金掛金	2,650	2,500
外国税支払損失	15,727	-
資産除去債務	-	13,244
減価償却超過額（一括償却資産）	2,158	3,389
減価償却超過額	130,844	136,503
繰延資産償却超過額（税法上）	2,710	1,339
退職給付引当金	281,232	305,591
役員退職慰労引当金	35,724	47,318
ゴルフ会員権評価損	1,940	3,768
関係会社株式評価損	176,106	166,740
その他有価証券評価差額金	-	1,196
繰延税金資産合計	1,042,515	1,020,171
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	47,855	-
繰延税金負債合計	47,855	-
差引繰延税金資産の純額	994,659	1,020,171

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるた

め、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日に開始する事業年度から平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は53,300千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は57,117千円増加し、その他有価証券評価差額金は3,816千円増加しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	28,170,831	8,096,680	828,240	37,095,752

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（１）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	30,188,445	8,588,706	724,211	39,501,363

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

(1)親会社及び法人主要株主等

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他 の関係 会社	第一生命 保険株式 会社	東京 都千 代田 区	3,431 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用の 助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	862,448	未収投 資助言 報酬	237,575

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他 の関係 会社	第一生命 保険株式 会社	東京 都千 代田 区	3,431 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運用の 助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	795,405	未収投 資助言 報酬	207,235

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上の 関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	当社預り資産 の運用の顧問 料の支払	658,756	未払 費用	235,583
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	当社預り資産 の運用の顧問 料の支払	383,980	未払 費用	173,074
	DIAM SINGAPORE PTE.LTD.	Central Singapore	1,100,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	増資の引受	400,000	-	-

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上の 関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	9,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	当社預り資産 の運用の顧問 料の支払 増資の引受	800,617	未払 費用	308,974
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	当社預り資産 の運用の顧問 料の支払	912,600	-	-
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り 資産の運 用	当社預り資産 の運用の顧問 料の支払	473,948	未払 費用	157,130

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれておりません。

（注3）増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	2,217,439	未払手数料	306,365
								預金の預入(純額)	551,351	現金・預金	11,276,198
								受取利息	2,139	未収収益	71
関係会社の子会社	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	兼務1名	当社預り資産の助言の助言	当社預り資産の助言の顧問料の支払	407,531	未払費用	240,725
								業務委託料の支払	8,540	未払金	6,501
関係会社の子会社	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の追加(純額)	3,500,000	金銭の信託	14,169,657
								信託報酬の支払	8,254		

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	兼務1名	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	3,023,040	未払手数料	372,837
								預金の預入(純額)	879,733	現金・預金	12,155,931
								受取利息	1,787	未収収益	123

の 関 係 会 社 の 子 会 社	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	兼務 1名	当社預り資産の助言	当社預り資産の助言の顧問料の支払 業務委託料の支払	557,013 8,540	未払費用 未払金	292,861 7,581
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の払戻（純額） 信託報酬の支払	700,000 8,336	金銭の信託	13,094,914

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。
- (注4) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注5) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1株当たり情報)

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,254,132円02銭	1,357,615円66銭
1株当たり当期純利益金額	213,583円46銭	213,606円51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第30期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
当期純利益	5,126,003千円	5,126,556千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,126,003千円	5,126,556千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) みずほ投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、みずほ投信投資顧問株式会社を「当社」という。

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に

基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見 睦生 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)貸借対照表

	(単位： 千円)	
	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,801,864	20,903,257
有価証券	127,840	82,540
前払費用	156,891	157,231
未収委託者報酬	1,827,951	2,183,032
未収運用受託報酬	1,812,198	1,713,643
繰延税金資産	185,882	162,369
その他流動資産	159,069	293,051
貸倒引当金	1,092	1,185
流動資産合計	25,070,606	25,493,940
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	124,850	100,000
工具、器具及び備品（純額）	71,443	90,655
リース資産（純額）	2,140	818
有形固定資産合計	1 198,434	1 191,474
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	65	35
無形固定資産合計	12,812	12,782
投資その他の資産		
投資有価証券	3,987,168	3,260,206
長期差入保証金	360,258	340,503
前払年金費用	331,766	346,659
会員権	8,400	8,400
その他	23,186	19,551
貸倒引当金	19,534	19,404
投資その他の資産合計	4,691,245	3,955,916
固定資産合計	4,902,492	4,160,172
資産合計	29,973,099	29,654,112
負債の部		
流動負債		
預り金	77,889	29,699
リース債務	2,648	1,202
未払金		
未払収益分配金	746	833
未払償還金	5,716	3,906
未払手数料	819,341	838,064
その他未払金	86,205	9,022
未払金合計	912,009	851,826
未払費用	2,038,097	1,896,033
未払法人税等	393,574	570,376
未払消費税等	426,857	227,078
賞与引当金	328,900	318,000
その他流動負債	3,075	999
流動負債合計	4,183,052	3,895,216
固定負債		
リース債務	2,088	886
役員退職慰労引当金	104,240	147,427
時効後支払損引当金	8,128	6,471
繰延税金負債	306,725	38,000
その他固定負債	6,926	1,931
固定負債合計	428,109	194,716
負債合計	4,611,161	4,089,932

純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	7,739,742	8,908,993
利益剰余金合計	17,872,927	19,042,177
自己株式	-	377,863
株主資本合計	24,635,002	25,426,389
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	726,935	137,791
評価・換算差額等合計	726,935	137,791
純資産合計	25,361,937	25,564,180
負債純資産合計	29,973,099	29,654,112

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	17,538,139		17,358,667	
運用受託報酬	4,463,429		5,050,661	
営業収益合計	22,001,569		22,409,329	
営業費用				
支払手数料	8,480,510		7,999,728	
広告宣伝費	247,790		205,521	
公告費	1,140		152	
調査費				
調査費	1,259,067		1,312,466	
委託調査費	4,883,037		5,299,598	
図書費	4,308		3,703	
調査費合計	6,146,412		6,615,769	
委託計算費	101,919		116,405	
営業雑経費				
通信費	59,454		46,151	
印刷費	128,143		246	
協会費	18,777		20,221	
諸会費	2,540		2,317	
その他	855,319		958,635	
営業雑経費合計	1,064,234		1,027,572	
営業費用合計	16,042,008		15,965,148	
一般管理費				
給料				
役員報酬	142,983		143,812	
給料手当	1,832,723		1,905,880	
賞与	295,180		304,122	

給料合計	2,270,886	2,353,814
交際費	775	775
寄付金	-	221
旅費交通費	91,851	87,228
租税公課	51,783	76,075
不動産賃借料	339,964	305,351
退職給付費用	126,451	119,608
福利厚生費	368,622	370,689
貸倒引当金繰入	-	93
賞与引当金繰入	319,122	301,698
役員退職慰労引当金繰入	27,249	47,768
固定資産減価償却費	31,216	44,257
諸経費	358,817	269,502
一般管理費合計	3,986,740	3,977,085
営業利益	1,972,819	2,467,095
営業外収益		
受取配当金	7,027	4,242
受取利息	7,340	7,633
有価証券解約益	953	50,674
有価証券償還益	-	56,303
時効到来償還金等	21,856	1,962
時効後支払損引当金戻入額	-	1,311
雑収入	51,171	20,993
営業外収益合計	88,349	143,121
営業外費用		
有価証券解約損	-	278
有価証券償還損	2,197	2,641
ヘッジ会計に係る損失	2,240	-
時効後支払損引当金繰入額	17,685	-
雑損失	63,198	6,767
営業外費用合計	85,321	9,688
経常利益	1,975,847	2,600,528
特別利益		
投資有価証券売却益	10,500	-
特別利益合計	10,500	-
特別損失		
減損損失	1	51,292
事業再構築費用	2	125,173
外国税負担損失	3	53,547
貸倒引当金繰入		19,534
特別損失合計		249,548
税引前当期純利益	1,736,799	2,600,528
法人税、住民税及び事業税	616,760	839,827
法人税等調整額	16,247	40,166
法人税等合計	633,008	879,993
当期純利益	1,103,790	1,720,534

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位: 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益剰余金		
配当準備積立金		退職慰労積立金	別途積立金				
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当期変動額							
剰余金の配当					352,443	352,443	352,443
当期純利益					1,103,790	1,103,790	1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					751,347	751,347	751,347
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41,248	41,248	23,842,406
当期変動額			
剰余金の配当			352,443
当期純利益			1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	768,183	768,183	768,183
当期変動額合計	768,183	768,183	1,519,530
当期末残高	726,935	726,935	25,361,937

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		資本剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
配当準備積立金		退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	-	24,635,002
当期変動額								
剰余金の配当					551,284	551,284		551,284
当期純利益					1,720,534	1,720,534		1,720,534
自己株式の取得							377,863	377,863
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計					1,169,250	1,169,250	377,863	791,386
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	8,908,993	19,042,177	377,863	25,426,389

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	726,935	726,935	25,361,937
当期変動額			
剰余金の配当			551,284
当期純利益			1,720,534
自己株式の取得			377,863
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	589,143	589,143	589,143
当期変動額合計	589,143	589,143	202,242
当期末残高	137,791	137,791	25,564,180

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 株価指数先物取引

ヘッジ対象... 有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

1. 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

2. 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、軽微であります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、「追加情報」に記載のとおり、当社、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間の見積りの変更を行っております。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27,598千円減少しております。

追加情報

DIAMアセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 西 恵正）、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）、みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤

修一）間での平成27年9月30日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商号 : アセットマネジメントOne株式会社
2. 代表者 : 西 恵正（現 DIAMアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
3. 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内1-8-2
4. 統合日 : 平成28年10月1日

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成27年3月31日）		当事業年度 （平成28年3月31日）	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	111,156千円	建物	136,006千円
工具、器具及び備品	277,249千円	工具、器具及び備品	226,657千円
リース資産	16,185千円	リース資産	17,508千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	23,139
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	4,253
本社（東京都港区）	除却対象資産	原状回復費用	23,900

レイアウト変更により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成27年3月31日時点の帳簿価額および原状回復費用を減損損失（51,292千円）として特別損失に計上しました。

2 事業再構築費用

事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用であります。

3 外国税負担損失

証券投資信託に係る外国税負担額であります。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当するものではありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成26年6月11日 第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	335	平成26年3月31日	平成26年6月12日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成27年6月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	利益剰余金	524	平成27年3月31日	平成27年6月12日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	-	13,662	-	13,662

（変動事由の概要）

平成28年1月6日の株主総会決議による自己株式の取得 13,662株

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成27年6月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	524	平成27年3月31日	平成27年6月12日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成28年6月10日 第53回定時株主総会	普通株式	17,652,936,000	利益剰余金	17,000	平成28年3月31日	平成28年6月13日
		1,346,815,176	資本剰余金	1,297	平成28年3月31日	平成28年6月13日
	合計	18,999,751,176		18,297		

（リース取引関係）

1．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,801,864	20,801,864	-
(2) 未収委託者報酬	1,827,951	1,827,951	-
(3) 未収運用受託報酬	1,812,198	1,812,198	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	4,054,289	4,054,289	-
資産計	28,496,304	28,496,304	-
(1) 未払手数料	819,341	819,341	-
負債計	819,341	819,341	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,601)	(3,601)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	327	327	-
デリバティブ取引計	(3,274)	(3,274)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,903,257	20,903,257	-
(2) 未収委託者報酬	2,183,032	2,183,032	-
(3) 未収運用受託報酬	1,713,643	1,713,643	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,282,026	3,282,026	-
資産計	28,081,960	28,081,960	-
(1) 未払手数料	838,064	838,064	-
負債計	838,064	838,064	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(220)	(220)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,564)	(1,564)	-
デリバティブ取引計	(1,784)	(1,784)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	60,720	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,800,853	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,827,951	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,812,198	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	127,840	-	-	-	-	3,300,657
合計	24,568,844	-	-	-	-	3,300,657

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,902,546	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,183,032	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,713,643	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	82,540	-	-	-	-	2,395,185
合計	24,881,762	-	-	-	-	2,395,185

(有価証券関係)

1 其他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	3,740,183	2,664,442	1,075,740
小計	3,740,183	2,664,442	1,075,740
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	314,105	316,720	2,615
小計	314,105	316,720	2,615
合計	4,054,289	2,981,163	1,073,125

当事業年度(平成28年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 証券投資信託	2,698,875	2,500,000	198,875
小計	2,698,875	2,500,000	198,875
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 証券投資信託	583,151	583,423	271
小計	583,151	583,423	271
合計	3,282,026	3,083,423	198,603

2 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当するものはありません。

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券
前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	102,729	953	2,197
合計	102,729	953	2,197

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
証券投資信託	738,178	106,977	2,920
合計	738,178	106,977	2,920

（デリバティブ取引関係）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
株式関連

前事業年度（平成27年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	197,054	-	3,601	3,601
	合計	197,054	-	3,601	3,601

当事業年度（平成28年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	148,005	-	220	220
	合計	148,005	-	220	220

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

前事業年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に 係る損益を認 識する方法	株価指数先物取引 売建	投資有価証券	131,145	-	3,325
	買建	投資有価証券	277,953	-	3,652
	合計		409,098	-	327

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に 係る損益を認 識する方法	株価指数先物取引 売建	投資有価証券	117,467	-	147
	買建	投資有価証券	179,836	-	1,711
	合計		297,303	-	1,564

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成26年4月1日	(自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日)	至	平成28年3月31日)
退職給付引当金の期首残高		357,258千円		331,766千円
退職給付費用		150,018		51,208
退職給付の支払額		21,349		-
制度への拠出額		103,177		66,102
退職給付引当金の期末残高		331,766		346,659

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度		当事業年度	
	(平成27年3月31日)		(平成28年3月31日)	
積立型制度の退職給付債務		669,318千円		727,842千円
年金資産		1,001,084		1,074,502
貸借対照表に計上された前払年金費用		331,766		346,659

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度58,362千円 当事業年度51,208千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度17,436千円、当事業年度17,574千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(平成27年3月31日)		(平成28年3月31日)	
繰延税金資産				
有価証券償却超過額		4,795千円		4,551千円
ソフトウェア償却超過額		69,263		52,651
賞与引当金損金算入限度超過額		108,734		98,134
社会保険料損金不算入額		15,665		14,233
役員退職慰労引当金		34,461		45,488
未払事業税		30,421		39,817
その他		93,137		58,782
繰延税金資産小計		356,479		313,659
評価性引当額		24,103		22,331
繰延税金資産合計		332,375		291,328
繰延税金負債				
前払年金費用		107,027		106,147
その他有価証券評価差額金		346,190		60,812
繰延税金負債合計		453,218		166,959
繰延税金資産の純額		120,843		124,368

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるた

め注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰越税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.26%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,569千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,826千円、その他有価証券評価差額金が3,257千円それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者是不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	2,629,803	資産運用業

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者是不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
--------	----------	------------

適格機関投資家 A	3,061,207	資産運用業
-----------	-----------	-------

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当するものではありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,833,692	未払手数料	361,219
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	13,851,610	未収委託者報酬	1,661,682

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,542,264	未払手数料	336,556
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	14,108,529	未収委託者報酬	2,053,638

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	24,106.70円	24,618.62円
1株当たり当期純利益金額	1,049.16円	1,639.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	1,103,790	1,720,534
普通株式に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,103,790	1,720,534
期中平均株式数（株）	1,052,070	1,049,643

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) 新光投信株式会社の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

に、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の統合基本合意書に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,427,042	14,861,160
有価証券	3,200,000	3,500,000
貯蔵品	5,117	4,282
立替金	23,184	14,857
前払金	64,821	67,307
前払費用	18,242	17,989
未収入金	872	153
未収委託者報酬	3,187,770	2,884,368
未収運用受託報酬	99,054	82,656
未収収益	6,338	8,528
繰延税金資産	372,215	326,063
流動資産合計	20,404,659	21,767,367
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 12,687	2 0
構築物（純額）	2 1,444	2 0
器具・備品（純額）	2 86,688	2 44,868
有形固定資産合計	100,820	44,868
無形固定資産		

電話加入権	91	91
ソフトウェア	85,517	55,116
ソフトウェア仮勘定	669	1,944
無形固定資産合計	86,278	57,152
投資その他の資産		
投資有価証券	5,101,854	2,858,652
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	124,246	23,339
長期繰延税金資産	-	29,604
前払年金費用	396,211	378,381
その他	6,632	6,632
投資その他の資産合計	5,706,044	3,373,710
固定資産合計	5,893,143	3,475,731
資産合計	26,297,802	25,243,098

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	17,893	19,103
リース債務	345	-
未払金		
未払収益分配金	160	152
未払償還金	5,083	4,216
未払手数料	1 1,558,682	1 1,360,372
その他未払金	952,018	516,568
未払金合計	2,515,945	1,881,309
未払費用	722,806	746,430
未払法人税等	1,222,883	857,031
賞与引当金	451,000	547,750
役員賞与引当金	66,000	44,000
外国税支払損失引当金	184,111	-
訴訟損失引当金	30,000	40,000
流動負債合計	5,210,985	4,135,625
固定負債		
繰延税金負債	89,752	-
退職給付引当金	155,806	146,617
役員退職慰労引当金	39,333	48,333
執行役員退職慰労引当金	63,916	85,916
固定負債合計	348,809	280,867
負債合計	5,559,794	4,416,492
純資産の部		
株主資本		

資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900,000	8,900,000
繰越利益剰余金	3,981,245	4,185,368
利益剰余金合計	13,241,738	13,445,861
自己株式	72,415	-
株主資本合計	20,455,322	20,731,861
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	282,685	94,744
評価・換算差額等合計	282,685	94,744
純資産合計	20,738,008	20,826,605
負債純資産合計	26,297,802	25,243,098

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)		(自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		35,876,795		39,283,623
運用受託報酬		238,412		232,145
営業収益合計		36,115,207		39,515,769
営業費用				
支払手数料	1	18,252,669	1	19,472,734
広告宣伝費		456,430		507,020
公告費		548		469
調査費				
調査費		623,792		841,825
委託調査費		5,966,340		7,419,125
図書費		5,254		4,879
調査費合計		6,595,388		8,265,830
委託計算費		1,352,318		1,711,366
営業雑経費				
通信費		32,335		30,454
印刷費		103,093		1,022
協会費		18,150		19,367
諸会費		3,300		3,117
その他		41,594		44,518

営業雑経費合計	198,475	98,480
営業費用合計	26,855,830	30,055,901
一般管理費		
給料		
役員報酬	96,445	91,205
給料・手当	1,368,552	1,480,875
賞与	336,076	428,776
給料合計	1,801,073	2,000,857
交際費	11,426	10,708
寄付金	3,198	2,346
旅費交通費	100,386	109,240
租税公課	68,508	90,795
不動産賃借料	206,753	205,671
賞与引当金繰入	451,000	547,750
役員賞与引当金繰入	66,000	22,000
役員退職慰労引当金繰入	24,930	22,210
退職給付費用	191,900	169,238
減価償却費	70,676	102,532
諸経費	573,824	647,510
一般管理費合計	3,569,678	3,930,859
営業利益	5,689,698	5,529,008

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	163,006	65,772
有価証券利息	3,853	3,333
受取利息	10,741	10,751
時効成立分配金・償還金	5,080	923
受取保険金	-	10,300
雑益	487	2,845
営業外収益合計	183,170	93,926
営業外費用		
支払利息	26	3
時効成立後支払分配金・償還金	3,083	5,532
雑損	3,261	556
営業外費用合計	6,371	6,092
経常利益	5,866,496	5,616,842
特別利益		
投資有価証券売却益	68,179	225,965
外国税支払損失引当金戻入益	-	43,200
特別利益合計	68,179	269,166

特別損失

固定資産除却損		3,177		13,017
投資有価証券売却損		54,613		60,150
投資有価証券評価損		10,952		62,800
外国税支払損失引当金繰入額		184,111		-
訴訟損失引当金繰入額		30,000		10,000
合併関連費用	2	-	2	164,657
その他特別損失		22,227		-
特別損失合計		305,082		310,625
税引前当期純利益		5,629,593		5,575,383
法人税、住民税及び事業税		2,111,379		1,832,729
法人税等調整額		66,999		19,773
法人税等合計		2,044,380		1,852,503
当期純利益		3,585,212		3,722,880

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当期変動額					
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					3,585,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,045,803
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

会計方針の変更による 累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した 当期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当期変動額					
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	3,585,212		3,585,212		3,585,212
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				231,810	231,810
当期変動額合計	1,045,803	-	1,045,803	231,810	1,277,614
当期末残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008

当事業年度（自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金 別 途 積立金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	-	2,761,700	360,493	8,900,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の消却			72,415	72,415		
利益剰余金から 資本剰余金への振替			72,415	72,415		
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-
当期末残高	4,524,300	2,761,700	-	2,761,700	360,493	8,900,000

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	その他利益 剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計			その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	3,981,245	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008
当期変動額						
剰余金の配当	3,446,341	3,446,341		3,446,341		3,446,341

当期純利益	3,722,880	3,722,880		3,722,880		3,722,880
自己株式の消却			72,415	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替	72,415	72,415		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-	187,941	187,941
当期変動額合計	204,122	204,122	72,415	276,538	187,941	88,597
当期末残高	4,185,368	13,445,861	-	20,731,861	94,744	20,826,605

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ

き計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

（6）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（7）執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

（1）概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

（2）適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

（追加情報）

当社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社間での平成27年9月30日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日に、新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

- 1．商号 アセットマネジメントOne株式会社
- 2．代表者 西 恵正（現 DIAMアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
- 3．本店所在地 東京都千代田区丸の内1-8-2
- 4．統合日 平成28年10月1日

(貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
未払手数料	777,631千円	570,839千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	573,602千円	657,201千円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
支払手数料	9,189,399千円	8,452,937千円

2. 特別損失における合併関連費用の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
固定資産・敷金の償却	-千円	140,257千円
その他	-千円	24,400千円
合計	-千円	164,657千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	-	9,386

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月24日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成26年11月26日	平成26年12月25日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	9,386	1,813,864

（変動事由の概要）

自己株式の消却

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	9,386	-

（変動事由の概要）

自己株式の消却

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月17日 取締役会	普通株式	3,446,341	1,900	平成27年12月8日	平成27年12月17日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,427,042	13,427,042	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,102,802	8,102,802	-
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	3,187,770	-

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,861,160	14,861,160	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,159,600	6,159,600	-
(3) 未収委託者報酬	2,884,368	2,884,368	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,426,934	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,200,000	2,060,328	1,537,061	63,735
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	-	-	-

当事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	14,861,112	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,500,000	529,761	1,249,513	11,916
(3) 未収委託者報酬	2,884,368	-	-	-

(有価証券関係)

1 . 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 . その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	2,787,026	2,215,104	571,921
	小計	2,787,026	2,215,104	571,921
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-

	その他	-	-	-
	(3)その他	5,315,776	5,470,388	154,612
	小計	5,315,776	5,470,388	154,612
合計		8,102,802	7,685,493	417,309

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,119,150	869,274	249,875
	小計	1,119,150	869,274	249,875
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,040,450	5,153,936	113,485
	小計	5,040,450	5,153,936	113,485
合計		6,159,600	6,023,210	136,389

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．売却したその他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	503,565	68,179	54,613
合計	503,565	68,179	54,613

当事業年度（平成28年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-

(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,209,763	225,965	60,150
合計	2,209,763	225,965	60,150

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について10,952千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,800千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	1,424,739		1,348,083	
会計方針の変更による累積的影響額	71,902		-	
会計方針の変更を反映した期首残高	1,352,836		1,348,083	
勤務費用	90,967		91,804	
利息費用	9,476		6,074	
数理計算上の差異の発生額	31,927		53,747	
退職給付の支払額	73,269		60,817	
過去勤務費用の発生額	-		-	
退職給付債務の期末残高	1,348,083		1,438,892	

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
年金資産の期首残高	1,157,054		1,329,170	
期待運用収益	23,141		33,229	
数理計算上の差異の発生額	108,961		128,633	
事業主からの拠出額	78,464		77,164	
退職給付の支払額	38,450		28,253	
年金資産の期末残高	1,329,170		1,282,678	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,111,797	1,185,792
年金資産	1,329,170	1,282,678
	217,373	96,885
非積立型制度の退職給付債務	236,285	253,099
未積立退職給付債務	18,912	156,213
未認識数理計算上の差異	270,020	387,977
未認識過去勤務費用	10,703	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,404	231,764
退職給付引当金	155,806	146,617
前払年金費用	396,211	378,381
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,404	231,764

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用(注1)	119,135	124,139
利息費用	9,476	6,074
期待運用収益	23,141	33,229
数理計算上の差異の費用処理額	85,138	64,424
過去勤務費用の費用処理額	16,055	10,703
確定給付制度に係る退職給付費用	174,553	150,705

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度28,168千円、当事業年度32,335千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5) 年金資産に関する事項

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
株式	39.4%	33.8%
債券	27.3%	27.3%
共同運用資産	21.0%	24.5%
生命保険一般勘定	10.6%	11.1%
現金及び預金	1.4%	3.2%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な

資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.0720% ~ 1.625%	0.0120% ~ 0.8060%
長期期待運用収益率	2.0%	2.5%
予想昇給率(平均)	2.6%	2.6%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度17,347千円 当事業年度16,733千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	170,920千円	182,614千円
減価償却超過額	896	25,871
退職給付引当金	70,882	71,201
役員退職慰労引当金	12,688	14,799
投資有価証券評価損	15,033	19,229
非上場株式評価損	25,733	24,425
未払事業税	90,342	57,445
外国税支払損失引当金	60,867	-
訴訟損失引当金	9,918	12,344
その他	87,621	120,305
繰延税金資産小計	544,905	528,236
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	544,905	528,236
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	134,624	56,708
前払年金費用	127,817	115,860
繰延税金負債合計	262,442	172,568
繰延税金資産の純額	282,463	355,668

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	372,215千円	326,063千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	-	29,604
固定負債 - 長期繰延税金負債	89,752	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下で

あるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が16,360千円減少し、その他有価証券評価差額金が1,963千円、法人税等調整額が18,324千円、それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	9,189,399	未払手数料	777,631

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.98 間接 7.73	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,452,937	未払手数料	570,839

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	116,378

同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	92,974	その他未払金	8,479
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,514
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,323
							IT関連業務支援	18,002	その他未払金	1,736

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	16,314
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	96,300	その他未払金	8,725
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,514
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,323
							IT関連業務支援	18,163	その他未払金	1,728

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (2) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。なお、期末残高については、当事業年度より原状回復費100,064千円を差引いた金額になっております。
- (3) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	11,433円05銭	11,481円90銭
1株当たり当期純利益金額	1,976円56銭	2,052円45銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額（千円）	3,585,212	3,722,880
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	3,585,212	3,722,880
期中平均株式数（千株）	1,813	1,813

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更等

平成28年9月7日付で、株式に関する事項等の定款の変更を行いました。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託会社は、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）と統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更する予定です（関係当局の認可等を前提とします）。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成28年3月末日現在、324,279百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成28年3月末日現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州TT証券株式会社	1,250	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
高木証券株式会社	11,069	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

該当事項はありません（平成28年10月1日現在（予定））。

（持株比率5%以上を記載します。）

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月31日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 正彦 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月5日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コースの平成27年8月18日から平成28年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界好配当アドバンスト・インフラ株式ファンド円コースの平成28年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。